

予算特別委員会

3月6日（金）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第17号 平成21年度嵐山町一般会計予算議定について」の
審査につ

いて

2 「議案第18号 平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定
について」

の審査について

3 「議案第19号 平成21年度嵐山町老人保健特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

4 「議案第20号 平成21年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議
定につい

て」の審査について

5 「議案第21号 平成21年度嵐山町介護保険特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

6 「議案第22号 平成21年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について」

の審査について

7 「議案第23号 平成21年度嵐山町水道事業会計予算議定について」
の審査

について

○出席委員（13名）

1番 畠山美幸委員

2番 青柳賢治委員

3番 金丸友章委員

4番 長島邦夫委員

5番 吉場道雄委員

6番 河井勝久委員

7番 村田廣宣委員

8番 川口浩史委員

9番 清水正之委員

10番 安藤欣男委員

11番 松本美子委員

12番 渋谷登美子委員

13番 藤野幹男委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

柳 勝 次 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
主 査	菅 原 広 子

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
金 井 三 雄	政策経営課長
中 島 宏 芳	政策経営課政策経営担当副課長
水 島 晴 夫	産業振興課長
大 沢 雄 二	産業振興課農林担当副課長
簾 藤 賢 治	産業振興課商工観光担当副課長
木 村 一 夫	都市整備課長

内	田	孝	好	都市整備課管理担当副課長	
根	岸	寿	一	都市整備課建設担当副課長	
新	井	益	男	都市整備課区画整理担当副課長	
加	藤	信	幸	教 育 長	
小	林	一	好	教育委員会学務課長	
大	木		剛	教育委員会学務課学校教育担当副課長 兼指導主事	
小	久	保	錦	一	教育委員会学務課嵐山幼稚園園長
小	林	秋	男	教育委員会学務課学校給食共同調理場	
所長					
田	幡	幸	信	教育委員会生涯学習課長	
植	木		弘	教育委員会生涯学習課生涯学習担当副	
課長					
小	黒	準	三	教育委員会生涯学習課 知識の森嵐山町立図書館館長	

大 塚 洋 一 教育委員会生涯学習課嵐山中央公民館
館長

水 島 晴 夫 農業委員会事務局長
産業振興課長兼務

◎開議の宣告

○藤野幹男委員長 皆さん、おはようございます。ただいま出席委員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、予算特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○藤野幹男委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第書は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第17号の質疑

○藤野幹男委員長 第17号議案 平成21年度嵐山町一般会計予算議定
についての件を議題といたします。

既に環境課、上下水道課に関する部分までの質疑が終了いたしております。本日は、産業振興課に関する部分の質疑から行います。

どうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 3点ほど質問いたします。

まず、ページで126ページ、127ページなのですが、一番下のほうの勤労福祉会館の管理事業の中で諸収入、これは商工会からの収入となっていますが、ここの中でこれが去年よりも若干ふえています。21万になっている。それから、これが1点です。それと、139ページにいていただくと、今回商工会の補助事業、こちらが商工会の支援活動のために要する経費ということで926万ということで、これも約36万3,000円ほど増になっております。この辺が経常費、経常的なものの事業要請、それから臨時事業があるのか、このふえたところの根拠、お尋ねいたしたいと思います。

それから、2点目が133ページなのですが、一番下の段の農業者支援事業、こちらなのですが、ここに10割ということで営農推進員設置ふるさと雇用再生事業委託料252万、新しく入ってまして、この事業は

どのような事業内容が委託されていくのかということ、それから 19 番にある負担金、補助金の 333 万 2,000 円のらんざん営農担い手支援事業補助、それから農産物のフォローアップ事業補助金、それから次のページの環境保全型農業推進協議会補助金、それから直売所農産物生産組合の補助金ということで、これは去年と前年、同じ同額が予定されております。これについても 2 年目になっていく事業もあるかと思うのですけれども、これらの補助金の内容、さらに後押ししていくのでしょうかけれども、どのように使われていくのか、教えていただきたいです。

それからあと、141 ページ、観光施設等管理事業、この 50 万の工事請負費がありますけれども、この内容についてお尋ねいたします。

以上、お願いいたします。

○藤野幹男委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、126 ページの諸収入の関係なのですが、この関係につきましては、勤労福祉会館を一部商工会のほうで使用しております、その関係で維持管理費のほう積み上げによって算出させていただいていまして、面積割りで計算させてもらって、今回の数字になっております。諸収入については、去年と同額で積算させていただいております。

それから、139 ページの商工会の事業なのですが、事業内容については 20 年度とほぼ同じで、算出について、商工会の中で指定事業という

のがありまして、その指定事業が3,903万円で、その中から、そのうち県のほうから県の補助金として2,219万3,920円の補助金がありまして、残りの分の55%について算出をさせていただいて、この55%については町と商工会で話し合いで決めている率になっています。それで、額につきましては926万になっています。

それから、133ページの委託料の252万の関係ですけれども、この関係につきましては緊急雇用、ふるさと雇用の関係で補助金をいただけるということで、今回国のほうに申請をして、確定をしたものでございます。それで、この関係につきましては、内容としては地域に見合った農産物の作付の推進、それと遊休農地の有効的な活用に向けた土地利用の推進、それから高齢者、担い手不足の解消のための後継者の発掘と経営規模の拡大とか農地の流動化等の推進をらんざん営農さんのほうに職員を置いていただいて、事業を進めるということで予算計上をさせていただいております。これにつきましては100%の補助で、年数的にはふるさと再生雇用につきましては何年か継続で実施をしていく事業内容になっておりまして、2年か3年は続けていければということで考えています。

それから、次の負担金補助の交付金の関係ですけれども、まず333万2,000円の内訳ですけれども、これにつきましてはフォローアップ事業で毎年助成をさせていただいているのですけれども、特に生産組合への組合員に対しての花の苗とか種、それからパイプハウスの補助、それから特別裁

培米、おおむらさきのお酒のお米の差額の補助、それから電気さく等の補助を行うもので計算させていただいております。

それから、らんざん営農担い手支援事業の関係ですけれども、これについては18年度のときにコンバインをリースで要するにお借りをしまして、その分6年間のリースでコンバインをリースしているのですけれども、その一部分の補助をさせていただいております。

それから、環境保全型農業の関係なのですけれども、これについては病虫害の防除の補助を行っておりまして、麦については小麦等のアカカビの防除の費用、それから稲については種の種子の消毒のときの費用について、共済組合、町、それから農協等で半額の補助を行っております。

それと、農産物直売所の生産組合への補助なのですけれども、この関係につきましては土地の借り上げ料の一部として補助を数年行わさせてもらっております。

それから、観光施設の管理事業の工事請負費なのですけれども、これにつきましては観光案内板を3カ所設置をする費用を計上させていただいております。この関係については、3分の1県のほうから補助をもらう予定で進めさせていただいております。

以上です。

○藤野幹男委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 商工会のほうの、そうすると事業内容は前年と変わらな

いということは大体わかったのですけれども、1次産業に比べると、嵐山の場合もそういった補助というのはどうなのだろうなと思ったりするところあるのですけれども、特別に事業があって、少しふえたかなと思ったのですけれども、その辺はわかりました。

あと、今の133ページの説明を聞いていまして、どうも何か営農推進員のふるさとの10割負担の252万にある事業の内容と、それから負担金の補助金の中にらんざん営農担い手の補助事業という形で出ているような中で重複しているような感じにもちょっと受けとめたところがあるのですけれども、その辺はそういう事業的なものがやはり非常に強力に嵐山町の農業も多少はやはりブルーベリーとか、いろいろやっているんで、そういう人の呼び込みもあるのかなと思ったりもしましたけれども、今の説明の中ではそういうことがちょっとありませんでした。それなので、その辺でどうなのだろう。負担金、補助金、それから委託料の中にそういう合わさっているものではなくていいのかな。その1点お聞きします。

○藤野幹男委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 営農推進員につきましては、この下の負担金補助とは別に考えておりまして、特に今直売所なんかでもだんだん出荷する人がかなり高齢化してきてしまって、午前中行けばかなり農産物についてもあるのかな。午後になると農産物が少なかったりしているような状況ですので、その辺の解消も兼ねての特に遊休農地等を使って作付をふやしてもら

うような推進をしてもらって、もっと活性化できればということで推進員については特化してもらおうような考えではいるのですけれども。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 1点だけ聞かせていただきます。

林業の関係なのですけれども、136、137です。非常にいろいろなところで林業の林地の荒廃をよく指摘されているというのがあります。そういう中において、林業振興を図るために要する経費ということで上がっておりますが、他に比べて非常に少ないような気がします。手がつけれないというふうな感じもあるのではないかなというふうに思うのですが、県でも山に対して非常に杉やヒノキの植えかえ、雑木というか、広葉樹、そのような植えかえも随分奨励しているというふうに思うのですが、そういうものがここに入ってきているのかなというふうに思ったのですけれども、そういうものも入っていませんけれども、ちょっと考え方をお聞きできればというふうに思うのですけれども。

○藤野幹男委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 林業振興につきましては、町のほうの予算的にはかなり少ないのですけれども、今県のほうで彩の国みどりの基金で自動車税の一部を使って、里山と平地林の整備、それから埼玉県企業の森づ

くりということは何力所か手がけさせていただいて、県の費用を使って今やっ
てもらっている状況です。それで、今後進めていく段階で、また町のほうの
費用等が必要になれば、また補正等を出させていただいて、考えていくよう
な形では考えているのですけれども、20年度実施してもらったのが杉山城
址のところの下草刈り、それから花見台工業団地の緑地で一番東のほうな
のですけれども、エコ計画とかの周りについて、里山、平地林の再生事業と
いうことでかなりの面積の下草刈りを実施してもらって、今かなりきれいにな
っております。それで、今後についてもその事業をやったところについては、
その後の管理については地権者、またボランティアに管理をしてもらおうとい
うような予定になっておりまして、そういった候補地が何力所かそういうところ
を見ていただけてきていますので、その辺についても今後できるだけ県の費
用を使って進めていければというふうには考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 県のほうのお金を使うというのは自己負担が少ないから、
非常にいいと思うし、いろいろな県が一部最初の事業をやって、その後はど
なたか町のボランティアの関係の方にやっていただければというのは非常
にいい考え方だというふうに思うのです。ただ、そういうふうな事業というの
は県の事業であるから、ここには全然載ってこないというふうな感じになっ
てしまうのですか。いわゆる県の補助をいただいて、歳入のほうに入って、ここ

でそういうところに使ったというふうなシステムの流れではなくて、県がやってくれてというふうなことになる、この予算とかには全然、では入ってこなくなってしまうわけですね。ちょっとその点だけ。

○藤野幹男委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 県の独自の事業で実施していただいております、町のほうには入ってはきていないのですけれども、町の仕事としては地権者の同意とか、その辺を主にやらせてもらっているのが現状です。

○藤野幹男委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 ほぼやっぱり林地なんかみんな所有者があるわけで、地権者の同意ができないと何もできないというふうに思うのですが、今後ともいろいろなそういう方の理解をいただきながら、多く里地、里山、または林業地が振興していけばというふうに思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○藤野幹男委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 133 ページの営農推進員の関係なのですが、地域に見合った農産物を研究していくのだということと遊休農地の活用等々をおっしゃっていたのですが、この雇用は何人くらいが雇用されるのか、雇用していく予定なのか、伺いたいと思います。

それと、嵐山町の遊休農地というのはどのくらいの規模で今あるのでしょ

うか。

それから、派遣社員の方などが首になって、仕事先が見つからないという現状ですよね。そういう方が新たに農業をやりたいという傾向はあるのかどうか、町のほうでつかんでいるかどうか、伺いたいと思います。

それから、次のページの一番下の測量設計委託と次のページの工事請負なのですが、広野の2区の深谷沼と越畑の水路整備ということですが、測量設計、両方を計画しているのでしょうか。工事も両方を計画しているのでしょうか。特に聞きたいのは深谷沼の計画なのですが、新年度で大体できるのか、伺いたいと思います。

それから、137ページのただいまの林業の関係で私もお質問しようと思っていたのですが、主な活動を聞こうと思ったのですが、下草刈りだということで、そうすると本来の林や森を育てるところという活動ではないなという感じがしたのですが、本来の活動というのは余りやらないのですか。

それと、きのうNHKでも無花粉杉を植えかえていると、神奈川のほうでは。私は、まだ花粉症にきょう現在なっていないのですが、花粉症の方は大変つらい思いをしているみたいで、今後そういう植えかえも必要ではないかなと思うのです。ここが担当することになるのではないかなと思うのですが、そういう関係の活動というのはいらないのか、伺いたいと思います。

それから、次のページの企業支援課の関係なのですが、企業支援課とし

ては工業総務事業と花見台の管理事業というこの2つだけですね。ただ、結果的に企業が誘致されれば非常に大きな効果があるわけですがけれども、ちよつとお聞きしたいのは体制はどの程度のことを考えているのか、これ町長か副町長に伺いたいと思います。

以上です。

○藤野幹男委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、緊急雇用の関係で、新規雇用人数なのですけれども、これに関しましては1名を営農推進員として予定をしております。この1名を配置することによって、いろんな効果が出てくるのかな、農業従事者等に対してもかなり効果が出てくるのかなと思っております。

それから、遊休農地の関係なのですけれども、今ちよつと数字を、160ヘクタールぐらいなのですけれども、はっきりした数字について今ちよつと調べていますので、後ほど報告をさせていただきます。162ヘクタールになっております。

それから、派遣切り等の雇用の関係で農業をする人ということなのですけれども、営農相談会を2月の21日に実施させていただきました、それで10名の方が相談に見えました。それで、60代の方は2人、それから50代の人、それから30代の人、40代の人、見えたのですけれども、それで農林振興センターのほうの指導で行ったわけなのですけれども、それでいろんな紹介についてはさせていただきます。ただ、嵐山に来て農業をやると

かというのは、まだその辺はなかなか難しいのかなというような状況でした。

あと、農業用施設の整備事業の広野2区の深谷沼と越畑の158号線の関係ですけれども、測量設計委託につきましては深谷沼の測量設計委託400万円を予定をしております。測量と地質調査の基本設計を予定をしております。それで、工事につきましては次の年度を予定をしております、深谷沼については、越畑の158号線につきましては、21年度の工事を予定をしております。

それと、次の林業振興の関係で植栽等の関係なのですけれども、今県のほうでも杉とかの植林とかというのはなかなかやっていないのです。それで、広葉樹についても植林については結構進めておりまして、それでそういう植林をする場所があれば、苗木等についても支給はしてくれるというような話があります。町としても杉の植林というのはそんなに考えていないというのが現実、林業研究会の中でも自分の山をなかなか管理できないというのが現状で、なかなか植林をして、これから木を育てようという人はなかなかいないのかなというのが現状です。

以上です。

○藤野幹男委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 企業支援課の体制ということですが、課長を含めて3人ほど考えています。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 さっき遊休農地のお伺いなのですからけれども、ここに今資料
というか、地図を持ってきましたので、後でまた見てもらいたいのですからけれど
も、この間私も見てあったのだけれども、一部、こういうのは実際見ないと見
当つかないと思うのです。それで、手の入っていないところというの段階あり
まして、色分けをしてあるのですけれども、もう山か畑か田んぼかわからな
いようなところから始まって.....この赤いのがもうギブアップのところ、これが
將軍沢、こういう將軍沢、根岸のところなのです。この白いところだけはオー
ケーだと、こっちは山、この白いのが耕地、赤いのが耕地なのです。耕地が
山になってしまっていると、このような状況が点在をしているということで、
広さ的にはこういうことですからけれども、後でまたよく見ていただきたい。

○藤野幹男委員長 では、川口委員。

○川口浩史委員 遊休農地、地図まで見せていただいて、ありがとうございます
ました。

派遣社員の関係で、嵐山でやるかどうか分からないということなので、仕
事がないならば農業でも何でもやっていただきたいなという気持ちがあるわ
けです。そういった方に対しての営農推進員の活動もあるのかなと思ったの
です、当初は、聞く前。新しく農業をやりたいという人が来ましたら、丁寧な
指導でやっていただきたいなというふうに思います。それは要望で結構です。

〔「聞いたほうがいいんじゃないの」と言う人

あり〕

○川口浩史委員 聞いたほうがいい。丁寧にやるかと。

○藤野幹男委員長 川口委員、ちゃんとやって。

○川口浩史委員 では、ちょっと聞いておいてください。

林業の関係なのですが、一般的に広葉樹をとというのは私も賛成なのですけれども、自然の状態というふうに戻るのが一番いいのかなと思うのです。私もまだそういうふうに思って、調査はしていないのですけれども、自然の状態というのはどういう状態なのかなと、広葉樹ばかりなのがこの地域で自然の状態なのかなとちょっと考えたのです。調べてみようと思っていて、現時点まだ調べていないのですけれども、杉花粉で苦しんでいる人がいるから、広葉樹ばかりというのもいかなものかなという感じはするのです。自然の状態で針葉樹もあるのが普通だということになれば、無花粉杉などもまた考えていく必要があるかなというふうに思うのですが、ちょっとその考え方、伺いたいと思います。

以上です。

○藤野幹男委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 営農の関係について、まず就農したいという方がいれば、丁寧に指導についてはしていきたいと思います。

それから、林業の自然の状態というか、そういう考え方ということなのですけれども、今ある針葉樹についても間伐をして、中に光が入るような状態になれば、かなり山もよみがえってくるというようなことで伺っていますので、

ただ間伐をする費用とか、その辺をだれが出すかというのが一番ネックになってくるのかなと。その辺についても県のほうにもいろんな事業のメニューは持っているのですけれども、地権者がどれだけ自分の山を手入れをしてくれるかというのが今後の課題になるのかなとは思っているのですけれども、できるだけ今ある木については残すような形、山の整備も針葉樹についても残っていくような状態が一番いいかなとは思っています。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、何点か質問させていただきます。

まず、130 ページの一番下のほうですけれども、農業改善センターの使用料のほうに72万円ほどありますけれども、720件だというふうに入りのほうでなっていますが、これはどのような方たちが主にご使用なさっていて、あそこは部屋ごとというか、そういう形で使用料の金額の対価が変わっているかなと思うのですけれども、変更はしていないことは承知していますが、大広間が圧倒的という考え方でよろしいでしょうか、お尋ねをします。

それと、次のページですけれども、質問等が出ておりましたけれども、違う角度から、すみませんが。推進員さんの関係なのですけれども、おおむね理解はしておりますけれども、特にこの方を1名採用することによって、何か新しい観点から事業展開というか、こういったような作物というか、そういうも

のを現時点で考えがあるのかないのか、お尋ねします。ありましたらで結構です。ただいまの答弁の中での範囲内であれば、それで結構ですし、もしお一人の方が専門に推進員という形で入ることになりますと、年間何かの計画を立ててやっていくのかなというふうにちょっと思ったものですから、お尋ねします。

それと、137 ページになると思うのですが、環境保全の関係で農地と水というふうなことが去年同じ金額等に出ておまして、今年もまた106万円ほどでございますけれども、これは改良区のほうの関係の事業関係、あるいは団体といいたいまいしょうか、改良区ごとをお願いをして、農地あるいは農業用水路、農道等の管理あるいは整備と同様に本年度も行っていくのか、お尋ねします。

それと、141 ページになると思うのですが、消費者行政の推進事業になりますけれども、8万円ほどの増額というふうになっておりますけれども、これは現時点では資格者の方がお見えになって、開設がされているのかなと思いますが、ふえた内容でしょうか、あるいは日にちとか時間帯をふやすのか、その辺をお尋ねさせていただきます。

以上です。

○藤野幹男委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、130 ページの使用料等の関係なのですが、これにつきましては使用料で今年度の額が月平均で6万円ほど

になっておりまして、その12カ月分を計上させていただいております。それで、細かい内容についてはちょっと資料がなくて、お答えできませんので、ご了承願いたいと思います。

それから、次の営農推進員につきましては町長のほうからさせていただきまして、136ページの農地・水の環境保全の関係なのですけれども、これにつきましては本年度と同じような内容で、補助金の額についても同じ内容で行っております。それで、8地区で対応させていただいています。土地改良区と土地改良組合が中心になって、特に農業施設の維持管理等についての事業が主でございます。

それから、141ページの消費者行政の関係なのですけれども、この関係につきましては本年度も若干の予算が不足をしまして、9月補正をさせていただいております。その実績をもとに21年度の予算の計上はさせていただいております。相談の回数につきましては週1の金曜日で、時間についても10時から4時までで、時間の変更等についてはございません。

以上です。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 営農推進員について、私のほうからちょっとお答えさせていただきます。

営農推進員で今回特別対策の予算がついたわけで、それを使わせてもらうというような感じなのですが、前々から別に農業振興をどうとらえていっ

たらいいのかというふうな考え方を持ってまいりました。そういう中で、この予算がついてもつかなくても、何らかの形で今の状況でない方向を打ち出していかないといけないのではないかというようなことを農業者の皆様方からいろいろ言われてまいりました。なかなか職員を特別に配置をして行うということも検討したのですが、現在の職員の人たちが県の農業関係、それから農林振興等のご指導いただいて、聞いたものを話をすることでは、なかなか農業を実際やっている皆さんに比べて、スキルの的に合わないのです。もう農家の人たち詳しく知っているわけですから、それに対して今農政が変わってきたものにどう対応するのだと言われて、では県に聞いてきますというようなことになってくるとなかなか対応ができない。それで、他市町村を聞いてみても、やっぱり農林振興センターだとか、いろんなところにいる専門の人たちが入っているのです。職員としたり臨時としたりというような形で入って、やっているというようなことなのですが、そういうような農業に造詣の深い方がどうにかお願いできないだろうかということは前々持ってまいりまして、そういうような体制がとればいいなということ、そして今回特別にそういうような国の特別対策とも絡み合ったというようなことがありまして、それで今回こういう予算措置をさせていただいたわけでありまして、先ほどちょっと話がありました、どこかの会社をちょっと仕事の都合でやめられたとか、やめさせられたとかというような形の人がこのところに来て、お願いをするということではなくて、もうちょっと農業の現在スキルがある方、そういう方に入ってい

ただ、直接農家のところにも出向いてしたり、いろんな相談に乗ったりというようなことで、それと県との連絡調整を図っていただいたりというようなことをとっていただく中で、大きくいろんな動きのある農政について、町としても対応をしっかりとれればなという形で予算措置を考えさせていただきました。

○藤野幹男委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、再質問を何点かさせていただきます。

消費者行政の関係なのですが、補正を組んだので、本年度は当初で8万円ほど予算を組んだということでもわかりましたけれども、そうしますと週1回、金曜日で10時から4時だということになりますけれども、これは相談のある面では内容等がもし話せる範囲内で結構ですけれども、前年並みの今振り込めだか何かわかりませんが、そんなような相談等も来るかなというふうにも感じていますけれども、全体では何回ぐらい予定しているのですか。相談者というのでしょうか。それは、あくまでもこれからのことだから、もしわからないようであれば結構ですけれども、前年度ベースをもとにして予算がある程度組んであるのかなというふうに思っているものですから、お尋ねをしています。

それと、戻ってしまってすみませんけれども、137の農地と水の関係ですけれども、8つの改良事業のところの団体さんに補助金を出すということですが、これは水路掃除というのでしょうか、整備というのでしょうか、それとか農道の草刈りとか、そういったようなものに面積で出しているのです

か、それともどういうふうな形でこの 106 万ですか、これを出しているのか、もう少し、すみませんが、教えていただければと思っています。

それと、ただいまの町長さんに答えていただきましたので、大分農家の私も一員として見ますと、これからの農業政策が大いに期待できるのかなというふうに思っていますけれども、現時点で、もうすぐ4月1日になりますから、どなたかというようなところまではまだ、無理であれば結構ですが、その辺がどういう場所からそういった専門者をお願いをしたいか、考えているのか、例えば農林センターというような言葉も少し出ましたけれども、専門的な方というようなお話でしたので、差し支えない程度で結構ですけれども、これで決定すればすぐにお問い合わせをして、4月1日からということにもなってくるのかなというふうに思っていますけれども、これを引き続き、単年度ということではなく、考えているのか、その辺は、すみません。お願いします。

以上です。

○藤野幹男委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、消費者行政の相談の関係なのですが、21年度については51回を予定しております。それで、今年の4月から2月までに相談に見えた方というか、相談件数が23件ございました、今年については。それで、内容についてはいろいろな有料サイトの利用料の不当請求とか、債権の不当請求、サラ金、有料老人ホームとか、いろいろな内容の相談がございました。相談については51回を予定しております。

それと、農地・水の関係ですけれども、この関係につきましては農業振興地域の面積によって補助金の算出をしております、嵐山町全体で、特に土地改良区、土地改良組合の農地面積に対しての補助金を嵐山の場合にはいただいているわけなのですけれども、全体で367ヘクタールありまして、それで補助対象として扱っているのが99ヘクタールを扱ってございまして、その99ヘクタールにつきましては町で、これについては国費と県費と町費が入っているのですけれども、全体で426万円の事業費になってございまして、それで町の分については4分の1の106万5,000円を支出して、いろんな農地の管理をしてもらっている状況です。これについては、どうしても農業をしなくなった人がかなりふえてきてしまって、農地から離れてしまっているというのが現状で、その辺の呼び戻しというか、ぜひ土地を持っている人には参加をしてもらおうというような趣旨で、この事業がされている状況です。

以上です。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 営農推進員ですけれども、先ほど説明させていただいたような内容で今鋭意選任を検討しているところでございます。

○藤野幹男委員長 ほかに。

吉場委員。

○吉場道雄委員 では、2点ほど質問させていただきます。

ページ数133ページ、廃棄物収集運搬委託料ですか、これ説明が昨年

は廃プラスチック処理業務委託ということで変わっていますが、処理の方法が違ったのかどうか、また農協の負担がどのくらいあるのか、お聞きします。

また、一番下の農業フォローアップ事業の補助金なのですが、昨年は補正予算の中で花卉農家に重油ですか、一部補助金をしましたけれども、本当に花卉農家の人も喜んでおりました、町の姿勢ですか、また花卉農家はまたやる気になっている人も多いところなのですが、このフォローアップ事業はどのようなものに使われているのか、ちょっとお伺いします。

○藤野幹男委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、農構センターの管理事業の中の廃棄物の収集運搬でよろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○水島晴夫産業振興課長 農家用のビニール等の処理につきましては、隔年で、1年置きに実施をしております、今年度は実施をする予定で、今お知らせを出して、それで費用負担については、農協さんには車とか、農協まで持ってきていただいて、処理をするわけなのですが、車とか、運んできたものを今度処分場に搬入する人件費と車の費用等を負担していただくような形になっております。その処理料については町のほうで負担をしていくような形になっております。

それから、農業者のフォローアップの関係ですが、93万4,000円

の21年度の内訳なのですけれども、これにつきましては花の苗と種等の助成で30万円ほど、それからパイプハウスの助成で11万、それから特裁米というか、酒米の助成で32万4,000円、それから電気さくで20万円のフォローアップの事業の予定をしております。今年度、20年度、9件ほどフォローアップの事業をさせていただいております、電気さくで4件、それからパイプハウス2件、それから花の苗とか野菜の種で2件、それから酒米等の助成を20年度についてはさせていただきました。

以上です。

○藤野幹男委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 フォローアップ事業なのですけれども、この事業なのですけれども、これ早い時期にやっぱり利用者が多くて、暮れのほうにこれ申請すると、ほとんどない状態なのですけれども、これこの前2月に就農相談で新しく10人相談に来たということなのですけれども、私の友達なんかも今度は就農ということで相談に見えているのですけれども、そういう人たちが農業を始めるためにもこのフォローアップ事業が大切ではないかなと思っておりますけれども、補正をもらうというときにはかなり難しくなってしまうのですけれども、そのような枠、フォローアップで枠をつくることもできるのかどうか、お伺いします。新しい就農者に対してフォローアップができるような枠ですか。

○藤野幹男委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 なかなか予算的には厳しいものがありまして、思うようにできないのが現状なのですけれども、特に計画がある方については前もって言っていただくような形にして、担当課としてはできるだけ希望に沿えるような形で補正なりを要求させていただくというような対応させていただくような考えではおります。

○藤野幹男委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 フォローアップ事業なのですけれども、非常にこれ農業にやる人に対してもこれもすごく助かる事業なのですけれども、本当に私思うにも農業を始める人に対しても額を少しふやしてもらった方向にいてもらえたらなと思うのですけれども、これ要望ですので、よろしくをお願いします。

○藤野幹男委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 2点伺うのですけれども、まず 137 ページになります。志賀地内寺沼修繕なのですけれども、2月に1度土が運ばれていて、あと4月と5月に土が運ばれる予定になっていたのですけれども、今現在で多分 1,300 立米は入ったのかなと思うのですが、寺沼の修繕に関しての具体的な数値的なものは、埋め立てる状況ではなくて、しっかりした沼の改修という形だけになったのかどうか、それを確認したいと思います。

もう一つなのですけれども、これ機械器具借り上げ料が寺沼にかかわるものだということで、この機械器具借り上げ料、具体的にどなたが寺沼の修

繕を行っていくのか。もし嵐山町が、町職員で行うことができるのならば、これはとてもありがたいことで、嵐山町の職員は土木的な力量というのはどの程度までできるのか。そして、こういう形でできるのならば、かなりいろんなことができていくかなと思うので、その点を伺いたいと思います。

それと、141 ページなのですけれども、中心市街地活性化委員会の補助金なのですが、200 万円、これで4年目ぐらいか5年目になると思うのですけれども、駐車場と月1のフリーマーケット事業への補助金という形でののでしょうか。新たにポケットパークが今度からできるわけで、それに対しての中心市街地活性化事業として何らかの考え方があるのかどうか、伺いたいと思います。

○藤野幹男委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、137 ページの寺沼の修繕の関係なのですけれども、いろんな指摘を受けまして、沼については沼の修繕という形で今実施をさせていただいております。修繕の範囲で事業を、県のほうの指導も受けまして、修繕の範囲で実施をさせていただいております。

中心市街地の関係のあと駅前のポケットパークの関係なのですけれども、今の予算の中では特にその利用について、中心市街地の中では今のところはまだ考えておりません。今後いろんな形で利用できれば、その辺はまた一緒に活性化委員会のほうと考えていきたいと思います。

○藤野幹男委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 土木の技術のことです。ちよつと私のほうからお答え申し上げたいと思います。

私どもが若いころは、測量に始まって、機械を借り上げて、直営でかなりの道を実際につくっていました。ただ、その後ちよつと時代が変わってきて、なかなかそういう時代ではないということで、例えば昔は小さなユンボも町が持っていましたし、ダンプも持っていましたし、積み上げのトラクターも持っていました。ただ、なかなか時代が変わって、その辺の処理が今できておりません。ただ、幾年か前に全国的にも直営というのを見直しがされておりました。予算上厳しい中では、直営方式がとれば、それはかなりの成果が上がるのかなというふうに私も実際には思っておりました。何年か前に、ちよつとそういうのをもう一回始めようかなと実際には思っていたのですけれども、なかなか今職員の体制からいって、そういう経験者が今このところいないということもございます。今の課長さんたちですと、結構そういうのをやっておりましたので、そういう方がいる間に、できれば少しその辺の指導ができて、昔の直営方式に似たようなものができれば、それはいいのかなと思っております。1つの課題だなと思っております。今測量も発注、委託ですし、設計も委託ですし、その後の管理監督が今都市整備の職員がやっているというのが現実です。したがって、もう一回その辺については今後どうしていったらいいかというのを改めて考えて、何らかのものができたらいいなと思っておりました。実際に幾年か前の予算でこれだけは直営でというふうに考えたので

すけれども、実際にはできませんでした。ただ、そういうことも大事だなと思っております。難しい事業でなければ、やはり測量をやって、設計をして、機械を借り上げて、それで自分たちがチョウハイをかけたりして道ができれば、それは大事なことなのかなと思っている。現在は、今測量については、簡単なものは今都市整備課の職員が現実に行っています。例えば土地を分筆するやつもやっていますし、簡単な道路については自分たちで測量して、設計して、やっているということですので、もうちょっとその辺についてはどうしたらいいかなというのは改めて考えていく時期かなとは私としては思っております。

以上です。

○藤野幹男委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 では、期待されるべきこととして考えておきますけれども、1つは寺沼に関してはもうこれ以上は土は入っていかないという感じで見えていいのでしょうか。その点伺いたいと思います。

○藤野幹男委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 ちょっと今現地の状況を把握していなくて、申しわけないのですが、ぐるっと今できているところがかなり下が洗われてしまっていますので、その沼の一回り、土を張りつけるような形での仕事を今都市整備課のほうの残土が出た段階で搬入してもらって、あとののり面の仕上げとか、その辺については来年度のほう、今回了解をいただければ、

それで代用していくような形で考えております。

○藤野幹男委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 先ほどの遊休農地とか耕作放棄地とか、ありますよね。大分あるのですけれども、あその例えば不在、その持ち主が不在でわからないとか、あと自分が今後農家をやりたいとか、やりたくないとか、そういう意思がしっかりしている土地なのか、どうなのかという確認はできているのでしょうか。

○藤野幹男委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 地権者の意向までは、まだ確認はしていません。現地の調査をさせていただいて、まだ調査をさせてもらったところで、つくっていないところはもうそんなに耕作意欲もないのかなというふうには感じておりますけれども、まだこれからその辺の調査は行っていく予定でおります。

○藤野幹男委員長 清水委員。

○清水正之委員 先ほど言っていた緊急雇用の関係なのですけれども、町長のほうから一応方向性出たと思うのですが、実はこの緊急雇用については、金井課長がいるから、わかると思うのですけれども、3年間、今年から3年間なのですよね。だから、来年、再来年の事業で終わってしまうのだと思うのです。そういうことになると、営農指導という形になると、それだけでは済まなくなるかなというふうに思うのです。実際今までも営農指導の嵐山の農

政そのものがずっと発展してきた経過も考えると、この緊急雇用の補助金
が使えるのはあと今年、来年という形、2年間しか使えないですよ。それ
だけで営農推進員が2年間でできるかという、なかなかできないのではな
いかなというふうに思うのです。そういう面からすると、確かに今の農政その
ものを考えると、これからのやっぱり営農指導というのが非常に必要になっ
てくると思うし、そういう面では新しいやっぱり何らかの方法でそれを継続し
ていくという方法をとらないと、作付もそうだし、いろんな農政進めていく上
では、この緊急雇用の2年間だけというのはかなり限定されてしまうかな。まし
てこれだと緊急雇用ですと、6カ月で更新していく形をとらないとできないの
かなというふうに思っているのですけれども、そういう面ではこの1名の方
の雇用の問題も関係してきますし、もう一面では営農指導していくという面
での推進の、営農指導という形の推進の期間も2年という形だと、とてもで
はないけれども、今の農政の中で営農指導を進めていくというのは非常に
無理があるのではないかなというふうに思うのですが、その辺の考え方はど
ういうふうに思っている、考えているのでしょうか。

それから、中小業者の関係なのですが、139 ページに近代化資金の話
があるのですけれども、町長の年頭のあいさつの中で貸し付けが大分年末
含めてふえたというような話がされたのですけれども、中小業者に対する近
代化資金を含めて、これからの来年度の対応をどういうふうに考えているの
か、あわせてお聞きしたいと思います。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

営農推進員の件ですけれども、先ほど言いましたように、今度特別対策で予算がついた、ですので使わせていただくということで、そうでなくて、嵐山町の職員体制を充実する形でこれから対応がしていきたいなというような考え方のもとで農業については考えてまいりました。幸いこういうような特別対策の予算が今回は使えると、ですので使わせていただく。ですので、これ2年間ということですが、これから先どうなるかわかりませんが、そういうものがあってもなくても、そういう体制をこれからしっかりとっていかないと、嵐山農業というのが本当に5年先、10年先どうなるのだというところに来ています。先ほど林業という話もありましたけれども、林業と、業になるような今林業政策といえますか、そういうものをなかなか打ち出せないのです。実際やっている人たちが林業というような関係でなくて、いろいろ話がとっちらかってしまいますけれども、林業でなくて、耕作放棄地のような形の山がふえてしまっているわけですから、そのところをどう草を取ったり木を切ったり、シノが生えてしまったものを切ってみたりということで、いかに日本の国土を維持をしていくかというものの最低限度のところまでもう来てしまっているわけです。そういうような林業ですけれども、農業についてはもうそんなようなことにはとてもいけないわけですし、いずれにしても農業の食料確保というのをもうしっかり考えていかなければいけない。それには5年先、10年先の

農業が今どうなっているのだということを考えると、おっしゃるような農業推進員、この人に期待をしたり、それともう一つ、施政方針でも述べさせていたいただいたのですが、関係する諸会議の活性化を図りながらというふうに話させていたいただいたのですが、いろいろ農業関係に会議がいろいろあるのです。会議がいろいろあるのだけれども、1年に1回開かれたり、2回開かれたりというようなことで、なかなかそのところが進展していかない。麦の関係の、お米の関係の、そのほかの関係の会議はいっぱいあるのですけれども、なかなかいかない。それで、1つには総合農政審議会みたいなものあるわけですけれども、そういうようなものを核にして、そのところでしっかり今の農業をどうとらえていくのだというものを話をするだけでなく、それが実践に移せるようなところまで会議を充実をして、農業対策を図っていきたいなというふうに考えておりました、今委員さんがおっしゃるような形で2年間というふうなスパンでは考えておりません。

それから、近代化資金、この貸し付け利子ということですが、これ前々お話をさせていただいていますけれども、7%、8%、9%というときの状況のときに町として小規模借り入れをしたやつをどうにか町のほうでやりましょうということでやってきたのがこの利子補給なのです。だけれども、現状では利子補給の対象者が本当に零細企業の小口のところから、それから億単位の対応しているところまで広いのです。ですから、町で出す利子補給のものというのが限度額をつくと、限度額いっぱいのところまでいく人、大口のと

ころにどんと行ってしまうわけです。ですので、今問題なのは、このところで一番今問題になっているのは、お金が借りられるか借りられないかが問題で、利子が高いとか低いとかの問題ではないのです。今利子低いですが。そういう状況なので、借りられる体制をどうとっていくかということなのですが、それで国として特別対策でその制度をつかって、やっているわけです。それにもなかなか金融の、銀行の立場からすると、なかなか出てきたものを全部というような状況にはだんだんなっていないのではないかというふうに心配をしているわけですが、町のほうとすると、出てきたものには即対応していただきたいということで、資料を早く回すようにしているところでございます。ですので、金利ということではなくて、金融がうまく進むような形の対応を町としていろんな形で考えていく必要が今あるのではないかなというふうに考えています。

○藤野幹男委員長 清水委員。

○清水正之委員 さっきの違いましたね。ふるさと雇用で使うのですね。そうすると、雇用期間1年ですね。

〔「1年で、継続性のある事業」と言う人あり〕

○清水正之委員 更新が可能という形で2年ということですね。失礼しました。いいです。

○藤野幹男委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男委員長 質疑がないようですので、産業振興課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時01分

○藤野幹男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、都市整備課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

金丸委員。

○金丸友章委員 2点ほどあります。

まず、1点目は確認の事案となりますけれども、25 ページの一番下の道路占用料、これは 14 社からということになると思うのですけれども、昨年も同じような占用数でございますけれども、今年度同額になっておりますので、多分年度中にふえたのかなというのがありますけれども、そこら辺の確認でございます。同額の確認。

それと、145 ページになりますが、道路管理事業の委託料で道路台帳整備・補正委託料、これが昨年と同様 1,000 万になっておりますけれども、今年度のこの委託の内容等を教えていただきたいと思います。

以上です。

○藤野幹男委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 25 ページの道路占用料の 14 社の関係なのですけれども、これにつきましては昨年、武州ガスさんのほうが途中で延長が伸びたというものを追加したので、昨年と同様の金額になっております。14 社で間違いありません。

それと、145 ページの道路管理事業の道路台帳の委託の内容になるわけなのですけれども、これについてはまだ市野川の第1土地改良区も終わっていないし、第2土地改良区も終わっていないという状況で、予算をもっとお願いしているわけなのですけれども、全部が完了しないので、その部分の道路台帳整備をするものでございます。延長にしますと約 8.5 キロぐらいを予定しているものでございます。

○藤野幹男委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 その道路管理事業の件でございますけれども、この委託料ですけれども、他の委託料、8万、20万、そこら辺ですけれども、これとは別個にということですから、どういう業種の方に委託していますでしょうか、お聞きいたします。

○藤野幹男委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 業種については測量会社で、道路台帳整備を実際に入札して、受けた会社に委託しているものでございまして、内容については、その20万については、議会に議案に提出するときに議員控室に掲

示をしたようなものを図面をつくってもらったり、調書をつくるというものがこの委託の内容でございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 25 ページの道路占用料なのですが、金額が上がっているわけです。これが武州ガスの関係で上がったというふうに理解してよろしいのでしょうか。そうすると、何で一遍に上がらなかったのかというのが、昨年と金額が違うわけですね。工事が昨年度ここまでしかできなかったので、できなかったとかと、そういうことなののでしょうか。ちょっとお答えいただきたいと思います。

それから、146、7の生活道路整備事業なのですが、大蔵から広野まで、7本ですか、出ています。先ほど渋谷委員から、職員でできないか、沼の改修、できないかということの質問があったのですが、私はここで質問しようと思っていたのですけれども、このうち、頑張れば職員ができるという道路はあるかどうか、この程度なら頑張ればできるかなというのがあるかどうか、伺いたいと思います。

それから、151 ページの中ほどの耐震診断の補助金なのですが、この補助対象の条件というのはどういう条件なのでしょう。例えば昭和 55 年以前の建物でないと補助対象にならないとか、その対象を伺いたいと思い

ます。

以上です。

○藤野幹男委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 お答えいたします。

占用料の関係なのですけれども、これについては追加になりまして、花見台の中が追加になったということで増額になったやつです。

それと、146 ページの職員でできないかというような話なのですけれども、この中にも測量については極力職員でやるように心がけたいと思っているのですけれども、この中でもう既に進んでいるものが大半なわけなのですけれども、大蔵の73号線についてはゼロからスタートしますので、できる限りで職員で進めていくように努力したいと考えております。それで、いろいろあるわけなのですけれども、事業量が最近かなり多いわけなので、それを1人の職員では測量もできませんので、それを進めていった場合に事業量が減額するというような問題がありますので、数多くというのは一遍には難しいのかなというふうに考えております。

それと、151 ページの耐震の関係なのですけれども、交付の要綱ができておりまして、その内容については、まず木造の1階建ての住宅の耐震を診断を行うというものが目的で趣旨でございまして、定義については一般診断と精密度診断というものが中にはあるわけなのですけれども、補助対象者については木造住宅を町内に所有し、かつ当該住宅地に住民登録または

外国人登録を行っている者で、補助金の申請において町税を完納している者でなければならない。また、木造住宅が都市計画法なり建築基準法に違反しては該当しないというものでございまして、対象の年数なのですが、昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅と、または兼用住宅というものでございまして、もう一つは地上2階建て以下の住宅、在来工法で建築されたものと。補助金を申請するに当たって、埼玉県で実施している簡易診断を受け、その結果が総合点で1.0未満のものというものでございます。それと、補助対象者の診断をするわけなのですが、建築法に基づきまして、町内に所在する、事務所が町内にある建築士にお願いしたものであることとございまして、補助金の額になるわけなのですが、額については耐震診断の2分の1以内としまして、ただし3万円を限度額とするもので、1,000円以下は切り捨てというものが補助金の要綱でございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○木村一夫都市整備課長 すみません。1階ではなくて、2階建て以下のです。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 道路の関係なのですが、修繕も含めてそうなのですが、要は何を聞きたいかという、大量に首を切られた人がたくさんいるわ

けですので、その人たちの仕事先をどうやって見つけていくかということを考えてみますと、なかなか技術を持っていない人が一般的であると思いますので、こういう道路の補助の仕事だったらできるかなという感じがするのです。そういう人の仕事先も見つけるような形で職員が道路整備あるいは補修などに当たっていただきたいと思いますのですけれども、いかがなのでしょう。現実的にはなかなか難しいというのは、そういった場合、言えるのかどうか、伺いたいと思います。

○藤野幹男委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 修繕といってもいろんな修繕があると思うのですけれども、通常職員が今やっている修繕というのは、舗装に穴があいたというものについては、連絡があれば、その日に対応しているというようなことの修繕をやっております。また、のり場が崩れたとか、そういうものについては職員ですぐそういう対応ができませんので、うちのほうの予算にもあるように、機械の借り上げだとか人件費を町内の業者から借りて、修繕をしているというような状況でございまして、時間を置いて修繕をしていくというものであれば、そういうことも可能なのかなと考えるわけですがけれども、ただそれを進める場合には今の状況のスタッフではちょっとできないのかなというふう
に考えております。

○藤野幹男委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まず、151 ページの区画整理事業なのですけれども、土木費の中の人件費を除いた区画整理事業というのは半分を占めるのです。区画整理事業で、これで平沢土地区画整理組合と東原土地区画整理組合、何%21 年度で進捗することになるのか、伺いたいと思います。

それと、156 ページの堂沼公園測量設計委託費なのですけれども、これは町長選挙のマニフェストに唐突に出てきたような感じがするのです。それまでは、余り出てきていなかった事業なのですけれども、今まで堂沼公園の整備というのはまだなかったような事業なのですけれども、しょうがないのかなと思うのですけれども、すみません。ちょっとよろしいですか。これ出させていただいて。志賀堂沼というのは、実は昭和 25 年にあの形になったのです。そして、今の形になっていく状況というのはこうなっているのですけれども、いろいろ町長とやりとりをしている中でわかったことというのは、志賀堂沼の下の水路というのがあるのですが、下の水路というのは平成4年にできているのですけれども、10 年確率の雨だと、1秒間に0.7トンの水が流れるようにつくられているということなのです。1秒間に0.7トンというのは、1秒間にふろおけの水が下の水路を流れていく形で上の集水域が計算されているということなのです。これはどういうことなのだろうというのよくわからなくて、1月 31 日に雨が降ったのですけれども、そのときにずっと歩いてみたのです。わかったことというのは、志賀堂沼の水が流れてきたら、下の田んぼを全部浸水させる形で水路ができているということが大体了解できたの

です。ということは、志賀堂沼は洪水調整機能がないということで、確かに洪水調整機能がなくて、全部沼から水が落ちていく形につくられているのです。口が1.8メートルで、高さが2.4メートルの余水吐けがあって、そこから全部雨がいつも常に満水状態になっていて、満水になったら雨があふれていく形になっているので、もし公園機能を持たせるのであるならば、これはとても大変なことになっていくので、今の状況の面積で、今の状況は半分以下の面積になっているのですけれども、半分以下の面積になっていて、その2倍以上の面積の中で、1秒間に10年確率の雨が降ったときにはふろおけ1杯の水が流れていくという形の計算を県がしていたということなのです。そうではない形に、少なくともあれだけの面積にしてしまったものですから、それで土を入れてしまったものですから、それを公園化していくというのにはそれなりの意識を持って設計をしてもらわないといけないと思うのですけれども、これがこういうふうになっていて、それで私なんかはてつきり堂沼を埋め立ての事業をやっているとは思っていませんでした。そして、歩道の整備をするために沼の水を抜いて、埋め立てているという形で思っていたので、ここには何にも志賀堂沼の埋め立てをしていますとか、そのような要望があったので、そこに土を入れていきますという工事の事業名がないのです。工事をしていくというだけだったのです。今後も志賀堂沼に関してそういうふうな形で行われると思うのですけれども、少なくともここに、今洪水調整機能を持たせるためにはどのようにしなくてはいけないかということなのですけれども、ちょ

っと見にくいかと思うのですが、これが全部余水吐けが出ているところなのです。余水吐けの一番下のほうに穴をあけて、そしてある程度しか水がたまらないようにして、広い面積を水面をとっていかないと、洪水調整機能はできないのです。最高水位と満水の水位が今一緒なのですけれども、最高水位と満水の水位を1メートルでも1.5メートルでも差を持たせるという形で水面をつくっていかないと、洪水調整機能を持たせないでこれをやっていくと、今は土地改良事業が終わって、下のところに完全に舗装道路ができていて、人々が歩いていますよね。そのところに、10年確率というのはどの程度なのかかわからないですけれども、3年確率の雨でも降ったときには、そこが完全に冠水して、満水状態になっていくというふうな被害が起こるわけですし、さらに言えば市野川流域事業、市野川に対してある程度の水が流れていくと、今度は市野川からの水と、それから志賀堂沼から来た水路の水とがぶつかって、そこで市野川の護岸が崩れていくというふうな形が現実には起きているのですけれども、そのところの把握が今嵐山町ではまだ、私はされているのかなと思って見ているのですけれども、聞いているのだけれども、されていないようなので、志賀堂沼の公園整備に関しましては地元要望を重視していくという形になっていますけれども、地元要望以外のものをしっかりと、志賀堂沼の公園に関してはやっぱり下が住宅地と土地改良区でしっかりした道路ができていますから、住民の安全性を確保するという意味で、洪水調整機能を持たせる公園にしていかななくてはいけないと考えている

のですが、その点はどのようにお考えなのか、伺いたと思います。

○藤野幹男委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 お答えいたします。

平沢の進捗状況なのですけれども、事業費の進捗ということではいきましたと84.5%、それで20年度のを足しますと、20年度終わった時点でいきますと90.7%.....

〔「21年度末」と言う人あり〕

○木村一夫都市整備課長 末が90.7%。それと、東原になるわけなのですけれども、東原についても21年度末で92.6%という状況になります。

それと、堂沼の関係なのですけれども、洪水機能という問題だと思うのですけれども、余水吐けまでは今までもそこまで水がたまっていたという状況で、渋谷委員さんのおっしゃる区画整理だとか、いろんな開発に伴って調整池をつくるというものと沼というところの考え方が違うのかなと私は思うのですけれども、要は沼については余水吐けまでいつも水を満杯にしていると。そこへ雨が降ったものについては、もう余水吐けから水が出ていくのだというふうに私は認識しているわけなのですけれども、開発したものについては開発のエリア内に降った水をそこで調整をして、下へ流していくというのが調整池の機能を持たせたものということで、沼とその2つの考え方が違うのかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 これは、沼としての水利権をなくして、志賀の土地改良組合はため池と水利をなくしたということですよね。それで、普通財産に、行政財産の部分は2,800平方メートルぐらいで、あとは公有財産というか、普通財産にしているわけで、もう沼としての機能はなくなったというふうに考えて、事業を行っているわけで、今まで沼であった場合には余水吐け満水まで行って、そして水田があって、そこに水田に洪水調整機能として水を流すという形だったわけですよね。ところが、完全に今度は沼という機能をなくして、公園機能にしていくわけですよね。そのときに、余水吐けまで水を入れていくという形ですと、下の道路の安全性とか、下の安全性を確保できないと思うのです。それをするためには、なるだけ水面を広くして、同時に、これは結構いろいろ聞いてみて、やっぱり余水吐けのほうに下に穴をあけて、今の現状の余水吐けを利用するのだったら、余水吐けの最高水位と、それから満水の水位を差を設けて、常に洪水調整機能を持たせるようにしておかないと、今の集水域は、上のほうの集水域は変わらないわけですよね、15ヘクタールぐらいで。その水が流れてくるわけですから、洪水調整機能を当然持たせなくてはいけないわけで、その堂沼の堂沼公園という形になる以上、ため池の設計ではいけないわけですよね。ため池というのは、下に水田があって、水田が全部水を受けるという形で、多分昭和25年の設計なので、そうだと思うのです。住宅地もなかったころの沼の形なのです。昭和25年に

つくられたということだけは、あの形にしたというのはわかったのです。それで、貯水量なんかは全然まだご回答もいただけていないので、私も計算もしようがないのですけれども、水量の面積があれば、ある程度のことは計算ができるという形なのですけれども、面積も出していただけていないので、できていないのですけれども、少なくとも最高水位と満水水位が同じ高さだったら、あの集水域の中に雨が降ったらどっと出ていくわけで、1月31日の雨というのは私が見た感じでは多分1年に2回ぐらいは降るような雨だと思うのです。それでいくと、ずっと水路のほうぐっと歩いて行って、雨が降った後3時間後ですけれども、上から10センチぐらいのところに水がもう入っていて、3時間後ですよ。3時間後のほうが多いのかもしれないのですけれども、水路が曲がる場所に関してはやっぱり水があふれている状況の部分もあったりするのです。そういうふうなことの水路確認とか、洪水に関しての雨水の安全確認ができていない中で、地元要望だけで志賀堂沼の公園設計をしていくというのは、ため池、一般質問でもやっているのですけれども、私はまずいかなと思っていて、特に今きょうわざわざ持ってきましたのは、ここに穴をあけて、そして洪水調整機能をつくっていくしか今のところ方法はないのではないかなというふうに考えているのですけれども、そういった志賀堂沼の公園設計についてはもっとしっかり、ただ地元の要望という形だけではなくて、いろいろな条件を考えてつくっていく必要があると思うのですが、その点についてはどのようにお考えになるのでしょうか。

○藤野幹男委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 先ほどもお答えしたように、沼というのは余水吐けまでいつも水がたまっているという状況で、あの集水エリアについても、あそこ土を入れたことによって集水エリアが変わったものではありませんので、降った水については、余水吐けまであるので、そのまますぐ流れるというのがいつになっても一緒だと思うのですけれども、ただ渋谷委員さん言われるように、そういう洪水機能の安全を考えたときのことを考えれば、今委員さん言われるように下に穴をあけるというようなことにすれば、上のところにたまる部分については余分に確保できるのかなということも一つの考え方かなと思いますけれども、これから測量して、設計をしていくわけなので、そういうものも十分考えながら検討していきたいと考えております。

○藤野幹男委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 設計した段階で、今の埋め立てした面積の中では洪水安全調節機能が十分発揮できないとなったら、今の残土の埋め立てた部分というのは外に持ち出していただきたいのですけれども、そのところはどうか。

○藤野幹男委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 洪水云々言われても、沼でしたので、それをいつになっても集水面積が変わらないですから、余水吐けまで水があったもので、それを雨が一概に降っても余水吐けまで満水ですから、すぐそこから

出るというのはどういう条件になっても変わらないと思いますので、その辺は土を持ち出すというような考えにはならないのかなというふうに私は思っております。

○藤野幹男委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男委員長 質疑がないようですので、都市整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時28分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育委員会学務課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 では、3点にわたって質問させていただきます。

161 ページと165 ページとまたがって同じことなのですけれども、親の学習講座実施事業で、昨年からはまった事業だと思うのですけれども、こちらは5年生と中学生を対象にされたと思うのですが、私5年生の子がいて、これちょっと体験できなかったもので、どのようなことを今年はやるのか、また教

えていただきたいなと思います。

そして、もう一つが 165 ページの英会話講師派遣業務委託料、こちらは何人の方がAETの講師で派遣されるのか、教えてください。

下のところで外国人英語指導助手報酬というところで、こちらは外国の方派遣されて、やった事業だと思うのですが、たしか 10 月までこちらは継続で、その後がAETのほうにかわるというようなお話だったと思うのですが、この辺もちょっと教えてください。

あと、185 ページの学習・生活指導員支援緊急雇用創出事業賃金というところで128 万 2,000 円というところで、これは幼稚園の臨時職員になると思うのですけれども、何人の方がこちら緊急雇用になるのか、教えてください。

以上です。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、3点にわたりましてお答えをさせていただきます。

まず、161 ページの親の学習ということでございまして、私のほうでお聞きしたのが 20 年度の結果というふうにならうとお聞きしたのですけれども、20 年度につきましては国のほうから 10 万円の委託金を受けまして、事業展開をしたところですよ。5年生についてはグループトークというのでしょうか、そういうような研修等でやったところがございます。なお、中学生につ

きましては町内の保育園に出向きまして、園児との交流と申しますか、そういったことを通じて親になるための学習を展開をしたと、こういうことでございます。21年度につきましては、考え方としましては町単独の予算をとということで7万円を計上させていただいたわけですが、本年度については就学時の健診とか、あるいは夏休み等を利用しながら、そういった新しく小学校に上がるお子さんの親御さんを中心にやっていきたいと。中学生については、昨年同様に、やはり2年生を中心に保育園のほうへ出向いて、そして小さいお子さんと交流というのでしょうか、するようなことで、それについては20年度同様の事業展開をしていきたいと、こういうことでございます。

それから、英会話の関係で165ページの関係でございます。これにつきましては、まず学習指導要領がこのところで変わってまいりまして、それで小学校でもご承知のように5年生と6年生が、23年度からですが、週1時間の英語の授業が入ってくると。21年度から22年度が移行期間ということですが、それに対応するという形で、実際にはもう始めるというふうなことでございまして、ということございまして、それらに対応した形で、何人かということですが、2人をお願いしていきたいということです。

下の外国籍のJETのほうとかわるものですが、委員さん10月というふうにお話があったのですが、契約上は7月末ということでございまして、ですから4月から7月いっぱいについてはこのJETと英会話のほう1人、計2人で対応していきたいと。2学期以降になるかというふうに思うのですけ

れども、についてはJETいなくなりますので、英会話のほう2人体制でお願いをしていきたいというふうに考えております。

それから、185 ページの緊急雇用の関係で、学習・生活指導支援員という形で128万2,000円ほどいただいているのですが、これについては2人をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そうしましたら、英会話のほうのお話になるのですが、7月までJETの方が来ていただけるということで、JETですと外国人の方がいらっやって、やっていたと思うのですが、上の英会話講師になりますと、日本人になってしまうのでしょうか、教えてください。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 予定としては外国の方をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 では、3点になると思うのですが、質問させていただきます。

最初に、169 ページ、各校にみんな学校あるのですが、支出の部分で、

室内有害物質測定業務委託料、それと機械器具借り上げ料、機械器具借り上げ料というのは何かいろいろリース物があって、そのリース料かなというふうに思ったのですが、はっきりしたやつで結構ですから、どんなものを借り上げているのか、お聞きしたいと思います。

それと、165 ページのいじめ、不登校などの問題の未然防止の解消を図るためのさわやか相談員の設置ということで、ここ何年かやっているものがあります。その中に、まずいじめについてなのですけれども、いじめというものが嵐山の中で把握している限りで、今ネットのいじめとか、いろいろ問題視されていますけれども、実例としてあるのかどうか。

それと、不登校なのですけれども、私が聞いていたところは、ある学校には何人かいたというような記憶があるのですが、今は現状としてはどうなのか、ちょっと質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、169 ページ、各委託料の関係で室内化学物質の測定業務ということで、これ各学校、また園のほうもあるのですけれども、衛生基準というようなことはありまして、その中にいわゆるホルムアルデヒド、教室等の、それからトルエン、あるいはダニに関するそういったものがあるのですけれども、そういったようなことを測定をしていくというような委託料でございます。

それから、機械リース、これについてはほとんどがパソコンです。教材用

のパソコンを小学校、中学校とも入っていますので、各学校入っていますので、そのリース料ということでよろしいかというふうに思います。

以上です。

それで、165 ページのいじめ、そして不登校関係については副課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。

○藤野幹男委員長 大木副課長。

○大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長 それでは、質問にお答えいたします。

まず、今年度につきましては、各町内の小中学校5校からいじめの件数はゼロということで、一つも上がっておりません。

2つ目の不登校につきましては、今年度につきましては12月31日までのことですけれども、小学校で1人、中学校で15名ということです。

以上です。

○藤野幹男委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 それでは、ちょっと再質問させていただきます。

室内の化学物質なのですけれども、これは建物が、建物というか、室内で今後も出る可能性があるから、毎年やっているのでしょうか。今年限りではないのでしょうか。

それと、リースについてはそれで結構です。

それと、いじめの不登校の問題なのですけれども、さわやか相談員を設

置して、私も何年目だか、ちょっと記憶はしていないのですが、中学校の不登校のお子さんが15名ということで、ちょっと数字を聞いてびっくりしているのですけれども、さわやか相談員を設置して、成果はもちろん上がっているというふうに思っているのですが、まだ今の対応だけでは無理なところもあるのかなというふうに数字を聞いた限りでは思うのですけれども、どんなご感想を持っているか、お聞きしたいと思います。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 化学物質の関係については、毎年予算化して、お願いしているところでございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 大木副課長。

○大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長 それでは、さわやか相談員につきましては、私も何年度から配置したか、ちょっとわからないのですけれども、今菅谷中、玉ノ岡中、それぞれ1名ずつ配置しているさわやか相談員さんが、確かに不登校が何年か多い状況の中で、今積極的に悩みのある子供が来室して、相談を受けるということの以外に、1年生に対して全員と面談をして、要するに問題の予兆のある子供を早く把握をして、先生方と連携をとって指導していくように努めています。そういった意味で年度当初に1年生とは全員面談をするということで、相談員さんと気軽な関係が結ばれてきていて、来室生徒がふえてきているのが現状です。

以上です。

○藤野幹男委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 室内の化学物質についてお聞きしますけれども、一応毎年やっているということで、今後も出る可能性があるから、これは毎年やらなくてはならないのだよというふうな考え方というふうに取りましたですけれども、それでよろしければ結構です。

それと、不登校の問題、さわやか相談員の方がいろいろ相談に乗っているのだというふうには思います。でも、転校なされてきただとか、極端に環境が変わると、そういうふうに対応できなくなって、行きづらくなって、不登校ということが多分にあるのだというふうに思うのですが、やっぱり小学校から中学校に変わるときというのは非常に大切だというふうに思うのです。それで、その後、友達とのやりとりの中で不仲になったりなんかして、行けなくなってしまいうような場合も多分にあるというふうに思います。そういうときにはもうさわやか相談員の人の力というのは非常に大切だと思うので、先生とも大切だと思うのですが、家庭との相談員さんとの相談のやりとりというのもあるのかどうか、ちょっとお聞きできればというふうに思います。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 室内の化学物質で出る可能性ということなのですけれども、データ見ますと、全く微量ですけれども、ゼロというのはほとんどないのです。ただ、基準もありまして、決算のときだったですか、や

っぱりご質問ありまして、お答えさせていただいたのですけれども、やはりその辺を若干上回っている部分もあるのですけれども、ただそういった測定をしていただいた会社等からご指導もいただいている中では、それが人体にかなりの影響あるとか、影響があるとか、そういうところではないので、ある程度窓をあけて風通しをよくすれば、かなり薄くなって、消えるというか、そういうことも指導もいただいていますので、そういったことも含めて、確認する意味も含めまして、そういったことを毎年お願いしているということでございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 大木副課長。

○大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長 まず、今年度につきましては、中学生の保護者の相談件数が85件です。やはり保護者も、もちろん学校の先生、それからさわやか相談員を頼って相談に来る件数がふえてきているということです。それから、ご指摘があったように、小学校から中学校への進むときに不登校等がふえてくるという現状は確かにあります。教育委員会としてもその辺の小から中へ上がるときのうまい連携の仕方についてこれから考えて、対応していきたいというふうに考えてはおります。

○藤野幹男委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 今の質問の中で、165ページになるのですけれども、中

学生が15人いらっしゃるということでやっぱり驚きます。そんな中で、事前のさわやか相談員さんの防止、それから解消という中で、かなりの負担に、さわやか相談員さんの1名ずつ各中学校に配置されているということですが、去年あたりはちょっとはっきりした人数出ていなかったの、言えないのだけれども、今年、きょう聞いたあたりだと15人いるということで、かなり過重な仕事になってきているのかなというふうに思うのです。それで、非常にこれから子供たちというのは社会の宝で、少子化の中で大事に育てていなくてはならないわけだけれども、そういう中で相談員さんの仕事というのはかなり重要になってくるので、この人数が少なくなるということが一番いいのだけれども、そういうことで何か予算的にどうなのかなというちょっと心配があるのですが、それが1点。

それと、ページが175ページになるのですけれども、教育振興費の中の地域ふれあい推進事業ですか、60万、去年と同じですけれども、今年はどのような事業内容をお考えになっいらっしゃるか。

2点についてお伺いします。

○藤野幹男委員長 大木副課長。

○大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長 では、お答えいたします。

不登校の生徒数なのですが、昨年、19年度は19人なのです。このところ、ちょっと不登校の生徒数が多いのです。それで、ご指摘あったように、さ

わやか相談員の役割というのが大変重要になってきていますし、いろいろ大変ご苦労いただいているのも事実なのです。それで、一応20年度には生徒指導を対応の教員というのを1名加配を菅谷中のほうへ考えております。授業時数が非常に少なく持って、主にそういう不登校とか、いじめ、非行等に対応する教員を1人配置します。それから、今スクールカウンセラーという方が3週に1回、学校を訪問してくださっております。そこで、菅谷中に限っては不登校が多いということで、毎週1回配置する予定になっております。それで、不登校の基準なのですけれども、不登校は年間30日を超えた欠席数になりますと不登校ということになります。両中学校の現状を見ますと、少ない子は30何日から多くなりますと100日を超える生徒までさまざまあります。ですから、不登校の深刻さも生徒によって違ってはいるのですけれども、それぞれに対応した指導をこれからまたやっていきたいと考えております。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、175ページの地域ふれあい推進事業です。これ菅谷小学校でモデル事業で行いまして、20年度3校に拡大をして、事業展開をさせていただきました。非常にこの事業につきましては有効であるというふうに認識をしております。と申しますのは、学校とやはり地域の方々との交流がいわゆる学校内外、これ内外と申しますのは登下校の見守りであるとか、そういうことも含めまして内外というふうに申し上

げますけれども、そういったことも含めまして、非常に多くの方々に協力をさせていただいております。そういった意味では大変ありがたいというふうに思っているところでございまして、そういった意味では本年度につきましてもそれをさらに継続してやっていければいいかなというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、防犯と申しますか、登下校の見守り、また学習関係では例えば本の読み聞かせであるとか、それから授業参観日等の保育というのでしょうか、小さいお子さんを預かって、やっていただく預かり保育みたいなのをやっていただいたりとか、それから環境整備のほうもいわゆる草刈りだとか、そういったこともやっていただいております、そういったものが主なものかなというふうには思うのですけれども、そういった観点で今年も引き続きやっていければいいかというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 さわやか相談員さんの仕事になってくるのでしょうかけれども、どのくらい1年間で子供さんに接したり親御さんに接したりという仕事の量というか、そのようなことをちょっと教えてもらえればということと、それから今言った平成19年は19人だったということで、前年比なんていうことの問題ではないのでしょうかけれども、さわやか相談員さんというのが子供と接している、話を聞き上げている時間が多いのか、それともその父兄に対する、保護者に対しての時間をとっていることが多いのか、その辺はどうなの

かなということをお尋ねしたいと思います。

それから、地域のふれあいについては非常に開かれた学校という意味で、草刈りとかボランティアやってもらっていますので、引き続きやっていただきたいと思います。お願いします。

○藤野幹男委員長 大木副課長。

○大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長 仕事につきましては、業務のほとんどは生徒に接しているということです。保護者につきましては、どうしてもさわやか相談員さんに相談したいという電話で予約をして、あいている時間に面談、面接相談するのですけれども、やはり内容としては生徒への支援ということになります。

○藤野幹男委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 ただいまのさわやか相談員の関係なのですが、中学生で15人が現在不登校だと、現在といいますか、今年度。このうち何人ぐらい相談に生徒自身が行ったのか、伺いたいと思います。

それから、英会話の関係なのですが、これ昨年もどなたか質問していて、やはり上のほう、嵐山開発さんのほうにまたお願いをするのか、伺いたいと思います。

それから、学校の先生の健康状態というのは今どういうふうになっているのか、おわかりでしたら伺いたいと思います。

それから、175 ページに菅小、七小、志賀小、ここでは要保護、準要保護の金額が載っているわけですが、昨年よりすべて低くなっているわけです。ちょっとこういう時期を考えると、低くなるというのはおかしいのではないかなと思ってしまいますが、これで間違いなのか、伺いたいと思います。

それと、児童派遣費補助金というのが志賀小がないのですけれども、この理由を伺いたいと思います。

それと、この予算書の中で七小の芝生化というのはどこにあるのか。私がちょっと見たところ、なかったみたいなのですが、もし、七小の芝生化。

それから、185 ページの幼稚園の関係なのですが、いよいよ鎌小のところに移るということで、人数もふえるわけですね。緊急雇用の方を2人雇うということで、この方はどういう経歴といいますか、いわゆる幼稚園児を見られる人なのかどうか。

それとあわせて、体制は今までよりも強化されるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○藤野幹男委員長 大木副課長。

○大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長 まず、さわやか相談員さんが不登校の児童生徒とどのくらい相談しているかということですが、小学校の不登校は除きますけれども、中学校の15人の不登校の生

徒は全員相談に乗っております。不登校の生徒もさわやか相談員さんや担任の先生等の指導によって、教室に入れなくても、さわやか相談室までは登校できるという生徒、それから全く登校できない生徒もおりますけれども、登校できない生徒については家庭訪問も、忙しい中で、やれるときにやっておりますので、とにかく全員と相談はしております。

先生方の健康状態ですが、きょうの時点では病気等で休んでいる先生はおりません。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 まず、165 ページの英会話指導事業の関係です。嵐山開発にお願いするのということですがけれども、これにつきましては額がいわゆる随意契約を超えますので、入札をしていきたいというふうに考えております。指名のほうについては、ですから指名委員会のほうで指名会議になるかなというふうに思っておりますので、ですから入札という形になりますので、町のほうへ登録された業者の中から指名していくような形になるかというふうに考えております。

それから、175 ページの要保護、準要保護の関係なのですがけれども、委員さんのほうからは小学校の話が出たのですがけれども、6年生等で中学校に行く、その要保護と準要保護の方が。中学校のほうを見ますと若干ふえているというふうに、見ていただければわかると思います。小学校のほうは、さらに途中で町外のほうへ転出された方もちょっとおりまして、そういった関

係上で数字的には若干少なくなっていると。例えば2年生でいたものが出てしまうという形になると、3年生のときにいなくなりますので、そういった形で見ていますので、ちょっと数は少なくなってきたというふうに思っております。

それから、児童派遣については志賀小なぜないのかということで、これについては学校のほうで積算をさせていただきましたので、多分と言うとあれですけども、そういったものが不要というか、機会がないというか、計画がないというか、そういう形で予算をお願いしなかったのかというふうに理解しているところです。

それから、七小の芝生化につきましては特に考えておりません。

それから、185 ページのいわゆる幼稚園の関係でお二人支援員お願いするわけですけども、幼稚園の教諭の免許を持った方をお願いをしたいというふうに考えております。

それから、体制の関係でございますけれども、ご承知のように1クラスふえますので、正規の職員さん新しく1人入れていただくという形でございますので、そういった意味で本務の職員の方が4名体制、それから臨時の職員の支援員という形で2人と、それから事務員が、臨時になると思いますが、1人と、それから園長先生と、そういう体制で21年度についてはいきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 大木副課長。

○大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長 先生方の健康状態なのですけれども、間違えました。3月 31 日まで休職をとっている人が今1人います。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 さわやか相談員については、全員が相談できているわけですか。さらに、登校できていない子供を訪問してということで、その活動内容についてわかりました。

先生方の関係なのですが、ちょっとどういう病気か、よくわかっていないのですけれども、先生、一般質問したときも精神的な面で病気になる方もいるということで、質問したことがあるのですけれども、先生方の相談できる場所とか制度といいますか、この予算の中でどこかあるのか、あるいはないのか、伺いたいと思います。

それから、準要保護、175 ページの要保護の関係なのですが、こういう経済状況ですから、新しくなるという人も中には出てくるのではないかなと危惧をするのですけれども、そういう面は余り考えていないでしょうか。

それから、これ参考まででいいのですが、児童派遣は何に使っているのか、伺えればと思います。

それと、七小の芝生化は考えていないということなので、ではこれは総括のときにもう一度やりたいと思います。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 まず、病休の関係で予算上あるかということですが、先生方の健康診断の委託料は町のほうでやっております。各校予算化をさせていただいているということでございます。

それから、175 ページの要保護、準要保護で新規という形でございますけれども、ここに計上させていただいた予算をいただいておりますので、今委員さんご心配の新規というふうなこともあるわけでございますけれども、ただその辺がもし仮に出てくるにしても、正直なところどの程度のものになっていくかというのが全くわかりませんので、そういった意味では補正予算とか、申しわけないのですが、そういったところでお願いをしていきたいというのが私どもの考えでございます。

それから、児童派遣の費用なのですが、これ子供たち等を連れて社会科見学に出たときとかに入園料とか、そういったようなものの先生方のそういった費用というふうなものが主なものということでございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 先生方の健康関係なのですが、そうすると先生方の相談場所とかというのは、メンタルの面、事実上ないということになるわけなのですか。ちょっとそれだとやっぱりまずいなと思うのですが、その辺、では伺います。

○藤野幹男委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 先生方の健康相談ですけれども、これは町の職員ではありませんので、県費負担教職員です。県の教育委員会でそういう制度があります。1つは、職員のメンタルヘルス研修会は管理職を含めて毎年やっているということが1つと、特に心の健康相談については教育センターであるとか、県の教育局に相談があり、場合によっては校長先生ともども実際に行って、診断していただく制度があります。これも埼玉県全体が抱えている問題が川口さんおっしゃったように一般疾病の休職より精神疾患による休職がふえてきたと、そういうことからかんがみて、10年ほど前からそういう制度をつくった。教職員の健康管理については、町費の方と、町の職員と県費負担教職員ではまた制度が違いますので、制度的にはあります。

○藤野幹男委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 2点ばかり伺うのですけれども、2点だか3点、まず187ページなのですけれども、幼稚園就園奨励費補助金が出ていますけれども、町立幼稚園の園児のほかに、そのほかの幼稚園に就園する幼児というのですか、それはどの程度になっている。こども課になってきますので、今後は、21年度からは保育園の子供と、それから障害を持っている子供と、それと幼稚園の子供と、それから町立幼稚園の子供と他の幼稚園にいる子供と、はっきりそこで把握できるようになると思うのですが、具体的にそのよ

うなシステムになっていく場合に、こども課の課長はその部分も把握できているということになりますか。そのところで、総括的になるのですけれども、その部分が、そしてそれは教育長はすべてその保育園児の子供数、それから障害を持っている子供さんの数、そしてそういった子供数等を教育長は把握できていて、そしてそのための支援体制、こども課としてやっていく支援体制というのはここで作れるというふうに考えているのですけれども、それを伺いたいと思います。ほかのところでは、例えばこども課に行くと、DVを受けている子供さんの被害の母子支援もそこで行われるというふうな形になっている自治体もあるわけですが、そこまでは可能性として難しいのだろうかというふうに今思っているのですけれども、こども課ということに関しては私はかなり積極的なイメージを持つのですが、その体制について、総括的になりますけれども、伺いたい。今ある相談事業というのは教育相談だけになって、上にありますけれども、それが総括的に、包括的にそういったことも相談事業が行える体制、子供の相談事業が行える体制になっていくというふうに考えてよいのかどうか、伺いたいと思います。

もう一つ、161 ページになるのかな。賃金が学務課のほうに、こども課のほうに 836 万 4,000 円出ているのですけれども、この賃金というのは学校の用務員の賃金のほかに、支援員の賃金なども含まれていると思うのですけれども、福祉課のほうでは非常勤の賃金がなかったのですけれども、今後はそういった賃金も全部教育委員会のほうに入ってくるわけなのですか

れども、もっと細かい賃金というのはこれから発生するのではないかなと思うのですけれども、その点についての把握というのはもうないのかなというふうな感じですか。

それと次に、205 ページなのですけれども、学校給食管理運営事業なのですが、これで学校給食センターが9月からという形になると思うのですけれども、今まで給食費は給食費だけで給食運営委員会のほうでやっていたと思うのですけれども、それが学校給食センターをつくることによって、嵐山町のほうの予算に組み込む形にするという答弁はいただいていたと思うのですけれども、その点についてはどのようにになっているのか。それは、私は何回か質問しているのですけれども、そのことに関してはどのように計らっていかれるのか、伺いたいと思うのです。これから、今現在では給食費は多分嵐山町の給食費は余裕があったと思うのです、総額的に。今回の食費の値上げでそれを賄っていくのかなというふうに見ていたのですけれども、給食費全体のことが嵐山町の私は給食費の食糧費とか、そういった部分までは見えていないので、これは必ず予算の中に組み込まれるというふうに考えていたのですが、その点についての考え方を伺いたいと思います。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 まず、1点目のこども課ができるわけでございますけれども、保育園、それから障害を持ったお子さん、幼稚園、これが把握して、できるのかということでございますけれども、この辺について

は基本的には私どももこども課ができればそちらでやる話ですけれども、ただ私どもの考えとすると、やはり健康福祉課のほうとの連携と申しますか、やはり民生児童委員との連携であるとか、そういったこともありますので、そういったことを視野に入れながら、今度1階のほうにおりますので、場所もすぐ隣でございますので、行ったり来たりしながら、そういったことを連携をとりながらやればいかなというふうに考えております。

それで、町外、就園しているお子さんがどの程度いるかというふうなことでございますけれども、具体的に申し上げますと、保育園の関係についてはちょっと今ここでは把握はしていませんけれども、例えば小川町にあるおがわ幼稚園、これは本年の2月段階で27人、それから大芦幼稚園、これも小川なのでございますけれども、46人、あとは数がちょっと少なくなりますけれども、ときがわ幼稚園が6人、高坂幼稚園が2、東松山幼稚園というのですか、東松幼稚園、これが5人、聖ルカが1人、松山の南幼稚園が1人、マハヤナ幼稚園、これは深谷のほうにあるのですけれども、旧川本、これが2人、それから寄居の若竹幼稚園が1人と、こういうようなことで、足してみますと90人ぐらいはいるかなというふうに考えております。

それから、賃金なのですけれども、161ページの賃金につきましては、この中には先ほど委員さんのほうからは学校の用務員という話がありましたのですけれども、これは各学校のほうに計上させていただいているところでございます、いわゆる代用教員、それから欠員補充、先ほど川口委員さん

のときに病気の話も出たのですけれども、急遽そういった事態が起きますと、県で発令をするまで、ちょっと2週間とか、どうしてもやっぱり間があきます。これをやはり一日も早く現場のほうを整えるために、町のほうで毎年予算をいただいて、県費が発令するまでの間、例えば5日間であるとか、時には7日間であるとかというのがあるのですけれども、その部分をいただいておりますので、そういうようなもの、それから先ほど委員さんのほうからお話がありましたように、いわゆる支援員、障害を持ったお子さん方等の関係の支援員、この金額が一番大きいわけですがけれども、そういったものが含まれているところがございます。それから、ほかにも賃金出てくだろうというふうなことでございまして、健康福祉課のほうとの関係で、こういう予算上の問題、これ福祉予算のほうは、予算上はやっぱり教育委員会のほうへのせていくというわけにはいかないのだろうというふうに思うのですけれども、ですから予算上は福祉予算の中に置いて、執行していくという形になるのではないかと、いうふうに私としては考えております。

それから、センター、今建設に向かったわけですがけれども、委員さん公会計というふうに移るのではないかと、いうふうなお考えがあるということでございますけれども、私どもとしては公会計、私会計あるわけでございますけれども、メリット、デメリットそれぞれあるわけですがけれども、町としては、町というか、嵐山としては当分私会計を続けていければいいのかなというふうには考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 総括的になるかと思うのですけれども、教育長、今の話ですと、学務課はやっぱり学務課としてあって、福祉関係の福祉課はグループみたいな形があって、そこでこども課という形ができて、そしてという形ですか。よくわからないのですけれども、教育長は一応決裁権も持ったわけですよね、福祉課関係の。それで、教育長はやはりそういった部分というのは把握していて、そして指揮系統になってきますけれども、教育委員会の中にこども課と、それから生涯学習課があるわけですよね。こども課の中には福祉部門の部分が入ってきて、これは障害児関係のものがあったり、それから保育園関係のものがあって、母子保健もこちらに入ってくるわけですよね。そして、その部分というのは総括的になって、これ総括質疑にしたほうがいいのかもしいのですけれども、その部分を、予算書の中では出てこないの、非常に難しいなと思うのですけれども、こども課の課長は把握できるのですよね、少なくとも。私は、今まで保育園のことに関しては福祉課に行って、そして幼稚園のことに関しては学務課に行って、いろんなことを聞いていって、障害児関係のことも福祉課に行って、それでという形のことをやっていたのですけれども、それはなくなって、そしてそのところをはっきりしたいのですけれども、こども課の課長はそれを把握できているというふうにならなくてはいけないのですけれども、今のお話だと隣に福祉課が来

てという話だったので、そここのところの指揮体系をはっきりと、これ総括的に
なりますけれども、伺いたい。学童保育なんかも福祉課にあるのですけれ
ども、そちらにいくわけですよ。教育委員会の中にそれがすべて入って
くるという形でいいのですよね。そここのところをはっきりさせていただきたいの
ですけれども。

それと、もう一つ、学校給食センターのことですけれども、嵐山町が私会
計といいますか、私会計でいくメリットというのはどこにあるのでしょうか。私
は、実は嵐山町では学校給食はかなり黒字だなというのを知っていたので
すけれども、だけれどもこここのところで食糧費が値上がりしたので、ちょうど
そここのところで値上げしないでやっていけるのだなというふうにこちらで勝手
に判断していたわけなのですけれども、そういったことが見えてこないの
ですけれども、私会計だと。私会計だと、多分親御さんたちに渡すだけで、そ
この部分が見えてなくて、給食の全体の内容というのがよしあしについて
は議会では関与できない形になっていて、まずいなというふうに考えている
のですが、その点、公会計にすることのメリットというのはどこにあるのか。
私はなるべく早く、以前だったと思うのですけれども、給食センターがつくら
れた段階では公会計にしていくというふうに考えていたので、そここのところの
考え方を伺いたいと思います。

それと、もう一つなのですけれども、支援員に関してのことなのですが、
確実に障害のある子供さんに対しての支援員というのは、クラスの子供たち

もそれは当然のことというふうな形で認めているというふうに聞いているのですけれども、そうでない子、ちょっと問題がある形の子供さんへの、例えば学校から外に出ていくから、そこにくっついて動くというふうな形の支援員に関しては、子供もちょっとやり方としておかしいのではないかというふうに言われていると、感じているお子さんたちもいるというふうに聞いています。それで、今後もこれはこのような形で続けて、支援員のあり方が続いていくのかどうか、伺いたいと思います。

○藤野幹男委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 こども課について総括ではなくて、きょうやってしまっている。これは、本当にいろんな方から教えていただきたいのですけれども、やっぱり教育委員会は文部省、教育行政に携わる。いわゆる町では健康福祉課、厚労省関係の福祉行政に携わる。文部行政、教育行政と福祉行政が一緒になるところで、どうしてもそこにねじれが出てきてしまう。そのねじれを乗り越えて、町民サイドで就学前の子供も全部一括してというのが町長さんのお考え。しかしながら、教育委員会の法で定められた職務権限以外のものですから、当然予算も政策のことですから、民生費に入ってくる。それから、教育委員会の委員会議でこれらについての政策を議論するということは職務権限以外のことです。形としては首長部局の仕事、いわゆるこども課サイドのこと、さっき渋谷さんが言った学童保育室事業だとか、それから保育所、保育事業だとか、家庭の保育室の補助事業であるとか、子供医

療費の支給事業だとか、それらは健康福祉課が持っている。その部分を首長の補助執行という形、それしかないのです。ですから、したがって決裁権でいうと、教育長がそれを決裁するということは苦しいですよ。それは、やっぱり首長部局の決裁になる。では、そのときに、では簡単な話、埼玉県で1つそこをやっている市があるのです。始めてからやっぱりいろいろすったもんだがあって、少しずつ形を整えてきたということで、嵐山町もこれからいろいろ研究しながら、内部の事務処理のことですから、そのことによって、こども課を設けたことが町民サイドのサービスの低下するということないように、うまいぐあいにやっていきたいのです。初めはあったらしいです。議会答弁で、学童保育室だったら、おまえやれ、おまえやれと、要するに首長部局とこういうのがあったり、そういう積み重ねであったり、ですから教育委員会の重点施策の中には入ってこない。教育行政の重点施策。別に補助執行の部分として乗せていくという形なのです。ですから、私も初めての話で、大変だなと思っているのですけれども、これからこの趣旨を生かせるように、少しお互いに研究し合っていきたいというふうに思います。どうしてもねじれがあるのは確かなのです。文部行政と、教育行政と福祉行政が一緒になるといところ、国の出どころから違いますから、少しまだ日にちがありますので、研究します。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、2点にわたって私のほうから

お答えをさせていただきます。

ちょっと資料を持ってきていないので、申しわけないのですけれども、まず私会計であるか、公会計であるかということなのですから、まず給食費の位置づけ、これはいわゆる学校教育法の中で保護者負担という形でございまして、位置づけが、端的に申し上げますと教材費と同じ考え方というふうなことでございまして、そういったことを前提にしながら、国のほうの指導としては私会計でもいいし、公会計でもいいというふうなことでございまして、いわゆる県内の状況を見ても、おおむね半数ぐらいかなというふうに考えております。それぞれメリット、デメリットあるかなというふうに思うのですけれども、私会計、公会計ですと当然予算を組んで、議会に議決を経て、執行していくわけですから、そういったときに急にやはり値上げをしなくてはいけないとか、そういうふうなこととか、簡単に申し上げますと小回り、この辺がやはり1つはあるのかなというふうには思っています。それからあと、公会計にすれば、今度は未納の問題とか、そういうものが町の関係になってまいりますので、そういったことになりましたと、当然平たく申し上げますと税金で対応する部分というのが出てくることもあり得ると、そういうふうなことも起こり得るかなというふうに考えております。そういったこともありまして、両方ともやり方としてはそんなに変わる部分はそんなに大きくは差はないのかなというふうには思っております。

それから、支援員なのですから、このようなことを続けていくのかと

ということでございまして、ただ小学校上がるときに、いわゆる就学の支援委員会でいろいろと各学校の担当の先生方、そして相談員の先生方等で、いわゆるそういったお子さんをどうしたらいいかということで、1つには特別支援学校への通学というのも考えられるわけございまして、そういった中で学校、そして今申し上げました支援委員会、さらにはご父兄、そういったところでキャッチボールをしながら、その子にとりましてどのような方法、例えば支援学校へ行くのがいいのか、あるいはいわゆる通常の町立の学校へ行くのがいいのか、そういったことを考えていって、最終的には保護者の方のご意見等もウエートが高いようございましてけれども、そういった中でそれぞれのところへいわゆる入学していくという形になります。このようなというのは、今後もつけてというふうな形になるのですけれども、ある程度、正直申し上げて支援員をつけないと無理なお子さんと申しますか、当然、ですから予算をいただいて、つけているわけなのですけれども、ですからそういう意味では今後も状況に応じてつけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 給食費のことなのですけれども、給食会計に関しては何回か質疑をしていたと思うのですけれども、私以外の方も質疑をしたはずなのです。ですけれども、やっぱり私会計でいくという方針が変わらなかったということで、全く考えられなかったということでもいいのですよね。私は、学校

給食費が値上げとかいうことに関しては議員も関与したほうがいいのだろうというふうに思っていたのですけれども、それは考えないで、給食費が値上げになるよというのはぽんと親に出すという形のほうでやっていくという形をとるといふことで、ことをとるといふことですよ、今後も。

それと、もう一点なのですけれども、支援員の問題は明らかに、今私が話しているのは、明らかに障害があって、本当に必要な支援員で、ノーマライゼーションの形でやっていく分には、という形のもの当然是ることだと思のですけれども、そうではなくて、支援員をつけることで先生たちの負担を減らすという形になって、逆に子供をクラスの子供から特別視する形になっていく傾向があるというふうに聞いています。それもやり方ではあるかと思うのですけれども、例えばその場合は子供さんがクラスから飛び出していくから、追っかけていくシーンですよ。そういうふうな形のものが続いていく場合に、他の子供にとって何でこの子だけというふうな感覚とか、もっとクラスで対応できるような方向はできないかということが教員レベルでも対応できないということになっているから、ついているわけなのですけれども、その部分、逆に今度は支援員におっかぶり過ぎるというのですか、そういうふうな形の批判を受けているのですけれども、こういった形のものが来ると、やはり明らかにノーマライゼーションのための支援員ではない形での、クラスを学級崩壊に近くなるからという形の支援員はそのままやっぱり続けていくという形で考えていいということですね。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 支援員の関係についてお答えをさせていただきます。

ノーマライゼーションというふうなお言葉も出たわけですがけれども、クラスで特別視というまたお話もあったわけですがけれども、また一方当然メリットもあるわけですし、健常の子供たちにとって、またやはりそういったお子さんがいる。一緒に勉強することによって、そういったことを学んでいくという、そういった教育的な見地からの考え方もあるわけですが、そういった意味では続けていきたいと。先ほども申し上げましたように、いわゆる就学支援委員会のほうでは、このお子さんについては特別支援学校のほうがいいのではないかと.....というようなことでも、また家庭との話し合いで、やはりどうしても町立の学校へ上げたいと、そういう希望もあって、現状のようになっている部分というのはあるというふうなことでございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 2点だけお聞きしたいと思うのですがけれども、1つは幼稚園バスの関係です。バス利用の条件だけ聞きたいと思うのですがけれども、1カ月に満たない場合の条件等についてはどうするのが1つです。

それと、もう一つは要保護、準要保護に該当した場合にどういうものが得

られるのか。2点だけお聞きしたいと思います。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 幼稚園バスにつきましては、4月から2台体制ということでございまして、1カ月に満たないということでございますけれども、希望をとりまして、それで8月を除いて2,000円をいただいているということでございまして.....すみません。1カ月未満でも、その月に乗れば1カ月分はもらっていくというふうなことであったかというふうに理解しております。

それから、要保護、準要保護に該当した場合なのですが、これは学年によって違いがございます。具体的に何点か申し上げてみたいというふうに思うのですが、例えば学用品、小学校の1年生から6年生までですと1万1,100円、中学校が1年から3年までで2万1,700円、通学用品が2年生から6年生で2,170円、中学校も2年生から3年生で2,170円です。それから、新入学用品、小学校1年生、1万9,900円、中学校1年生が2万2,900円、それから校外活動費、これが小学校1年生から6年生で1,510円、これ実費支給ということで、それ以下でしたらそれ以下ということでございます。それから、それ今のは泊まりがないやつです。泊まりがある場合は、小学校5年生のみで3,470円とか、修学旅行、小学校6年生で1万4,000円、中学校で3万9,000円と、これはそれに満たないものはその満たないものと、限度額と。それから、一番大きいのが学校給食費ということでございまして、これについては全額と、こういうふうなことになっていると

いうことをごさいます。

以上です。

〔「準要保護」と言う人あり〕

○小林一好教育委員会学務課長 今のが準要保護です。要保護につきましては、私どもの取り扱っているものは、これ生保の関係がなくなりますので、修学旅行のみが要保護の関係です。先ほど申し上げたのは準要保護です。

以上です。

○藤野幹男委員長 清水委員。

○清水正之委員 該当要件というのはどういう場合ですか。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 該当要件につきましては、先ほど申し上げましたように、生保に準じてということをごさいます、これについてはいわゆる学校長の意見、それから民生児童委員さんの意見等々を中心に、それから世帯構成、それから年収等も含めて総合的に審査をさせていただくというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

吉場委員。

○吉場道雄委員 では、1点だけお聞きします。

170 ページからの七郷小学校の管理事業ですか、これ七郷小学校の耐

震化の問題なのですけれども、今年度補正予算で耐震審査ですか、やって、結果が出ていると思うのですけれども、今回設計がのってくるのかなと思っていましたけれども、やはりこのような厳しい経済状況の中で、これは無理かなと思っておりますけれども、これからの計画をちょっと聞きたいのですけれども、よろしくお願いします。

○藤野幹男委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 耐力度調査をさせていただきまして、その結果については一応出ておりますけれども、現在のところ実際に建て替えというのでしょうか、それを方向としては、耐力度調査については点数で表示されるのですけれども、それをもとにいきますと建て替えは可能と。というのは、補助金をもらうためにという意味での可能というふうなことでございます。ただ、耐力度調査はやったわけなのですけれども、設計委託、そして工事等については現在のところ未定ということでございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 町長のマニフェストにもありますように、一応計画に入っているのかなと思ったの、今どうしてこういうふうにならなくなったのかなと思いますけれども、やっぱり厳しい経済状況の中なのかなと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○藤野幹男委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 マニフェストに関する事なので、私のほうからお答えさせていただきますが、マニフェストはこれから4年間の中でやりたいというようなことを書かせていただいたわけでありまして、今の状況ではちょっと大変苦しい状況がありまして、すぐすぐ全部できる状況ではありません。ですので、耐震化だけでなく、ほかの問題もちょっと時期を先送りをさせていただいて、今年度の予算を作成をした状況でございますので、ご賢察をいただきたいというふうにお願いします。

○藤野幹男委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 経済状況も私もよくわかっております。防災上、七郷の体育館は一応避難場所という格好にもなっておりますので、ぜひとも計画の中に入れながら進めていってほしいなと思いますので、これ要望ですので、よろしくお願いします。

○藤野幹男委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男委員長 質疑がないようですので、教育委員会学務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時40分

再 開 午後 2時57分

○藤野幹男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育委員会生涯学習課に関する部分の質疑を行います。よろしくをお願いします。

どうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 2つお尋ねします。

189 ページの青少年健全育成、成人式、パソコン教室、こども 110 番だと思うのですけれども、100 番になっているのですけれども、110 番の家などの社会教育事業全般を行うための経費というところで、ここ放課後子供教室が前年度予算にはのっていたのですが、今回ちょっと放課後子供教室はここからどこに移動してしまったのでしょうか。

それと、197 ページの毎年これ 600 万の図書購入費が去年も 600 万のっていたのですが、毎年 600 万ずつやっぱり変えていかないとならないのか、その辺教えてください。

○藤野幹男委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 放課後子供教室の関係なのですが、放課後子供教室につきましては、20 年度は今の社会教育の事業だったのですが、21 年度、実際にやっていただいているのが公民館ということですので、公民館事業の中に、公民館費の公民館活動事業がありますけれども、その中に、193 ページ、そちらに関連の予算ということで報

償費とか需用費とか見てあります。本年度は、昨年がたしか 120 万ちょっとの予算だったと思うのですけれども、210 万程度ということで少しふやして、公民館事業のほうでということで計上してあります。

それからあと、図書館につきましては館長のほうからお答えします。

○藤野幹男委員長 小黒図書館長。

○小黒準三教育委員会生涯学習課知識の森嵐山町立図書館館長 毎年 600 万が必要なのかということなののですけれども、一応参考までに平成 19 年度の埼玉県内の図書購入費とか蔵書冊数とかあるのですけれども、全県のを言うのはあれなののですけれども、郡内ですと、嵐山町は東秩父村に次いで 2 番目に悪い冊数です。ですから、毎年 600 万でもまだ足りないというのが現状です。

○藤野幹男委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 今 2 番目に悪い数字だと言いましたが、では一番いいところだと、どのくらいの金額がついているのでしょうか。

それと、先ほどの放課後子供教室に関しましてはちょっと予算がふえたということで、事業内容は 20 年度とさほど変わらない事業内容なのでしょうか。

○藤野幹男委員長 小黒図書館長。

○小黒準三教育委員会生涯学習課知識の森嵐山町立図書館館長 金額云々より、まず県内の蔵書冊数なののですけれども、埼玉県で一番多いのは

やはりさいたま市で、304万7,527冊です。それが19年度です。それで、郡内ですと、東松山で41万3,049冊です。嵐山町は8万2,759冊です。それで、東秩父村が1万3,335冊です。

○藤野幹男委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 予算が約80万ちょっとふえまして、これにつきましては事業は昨年もちよっと足りないぐらいといいますか、毎週木曜日、大体5人から15名程度が学校の帰りに寄って、いろいろ相談とか、いろんなことをやまして、特に土曜日、日曜日に町内歴史めぐりだとか、またあとボランティア体験だとか、いろんなことをやっています、やる中身とこののですか、内容につきましては同じような形で子供、小学生の人を集め、また中学生までですか、集めた中で高校生以上の方に、リンクという名前つけているのですけれども、その人たちにお手伝いしていただきながらやっていくということで、やり方と内容というのは大きな変わりはないという形でやっていきたいと考えています。

以上です。

○藤野幹男委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 ありがとうございました。

図書館のほうは、本当に差があるなと思いましたが、何か去年の答弁というか、だれかお聞きした中では、本だけではなくて、CDだとかDVDだとか、そういうものだと金額がかさんでしまうのかなというふうに思うのですけれど

も、今回、本以外にこちらのCDだとかDVDだとか、そういうものなどもまた
ふやす予定はあるのでしょうか。

○藤野幹男委員長 小黒図書館長。

○小黒準三教育委員会生涯学習課知識の森嵐山町立図書館館長 一応
21年度予算ですと図書費が予定ですと3,850冊、それでビデオ、DVDが
込みで約60点です。あと、CD30点という予算で立てております。

○藤野幹男委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 27ページの図書館のミーティングルームの使用料がこ
れ1件で36万というふうに出ているのですけれども、1件で36万というの、
中身わかっているから、いいのですけれども、要は.....ちょっと使用状況を伺い
たいと思います。ちょっと迷いました。

193ページの一番下のふれあい交流センターの関係なのですが、建物
の関係では温暖化に対応した建物の建設というのはしていくお考えがある
のか、伺いたいと思います。

それと、これを建設するに当たって、元庁舎を取り壊すわけですね。シ
ルバー人材センターと社協が入っているわけですが、一たんどうい
うところに移すのか、伺いたいと思います。

それから、197ページのただいまの図書購入の関係なのですが、東秩
父に次いで下から2番目ですと言われて、これはちょっと恥ずかしいなと思

ったのですけれども、これもう少しふやそうというお考えはないのか、伺いたいとお気持ちがあるのか、いや、嵐山この程度でいいですよというのか、伺わせていただきたいと思います。

それから、その下の日赤社屋の関係ですが、今度塗装するということなのですが、ほかの傷みというのはないわけなのでしょうか。

以上です。

○藤野幹男委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 ミーティングルームの関係だと思うのですけれども、1件というのは予算をつくるときの、昨年からだったですか、つくったときに、このような形にするというような形で、多分1カ所に使っても1件というような形でたしか入れたのだと思うのです。それは、例えばその前のページの25ページに行政財産の使用料に関するということで商工会が納付する使用料1件ということで載せてあるかと思うのですけれども、そのときにたしか統一されて、予算書をつくるときにこのような形ということで統一されたのがこの1件ということであります。

それから、ミーティングルームの利用の状況ということですが、それにつきましては直接もうかぎを地元で持っていて、そのところでいつでも使えるような形になっていて、直接どのくらい使っているかというのについてはちょっと把握はしておりません。

次に、ふれあい交流センターの関係ですが、温暖化対策の対応の

考え方はということですが、今度の 21 年度で耐震診断、それから耐震補強設計、それから本設計というような形で考えておりました、そのようなものが取り入れられれば取り入れたいとは考えているのですが、あくまでも今の勤労福祉会館の下を使えるような形の部屋にするというのが一番の工事でありまして、まるっきりするとなると一からというのですか、なってしまうので、なかなか検討はしていますけれども、難しい面があるのではないかとちょっと考えております。

次に、取り壊した間に、シルバーと社協が現在入っていますけれども、その間どこへかという話なのですけれども、新年度になりましたらこの設計が入るところで、まだ正式にどんな形でという話も今入っているところにもしておりませんので、町のほうの状況等、今入っているところですか、それらとまた相談しながら、ちょっとその入るところというのは考えていきたいと考えております。

次に、図書購入費、私のほうでちょっとお答えさせていただきますけれども、図書購入費はずっと 500 万なり 600 万なりということで、ある程度の金額というのは、町としてはある程度の金額かなと思うのです。それで、あそこところが開架書庫、閉架書庫が合わせて 8 万冊というのが一応の収蔵の規格になっております。それで、見てごらんのとおり、2 階といいますか、貸し出しのところのカウンターのところへ行きますと、嵐山はかなりすっきりしていて、本が余りないなど感じる部分もあると思うのですけれども、下の閉架

書庫にあれと同じくらい、同等の数というのが閉架書庫ということで所蔵して
いまして、最初の8万冊からいきますと、現在今7万8,000冊から9,000
冊ぐらいですか、もうオーバー、ほぼオーバーするような状況になっていまし
て、買った分だけは出すというのですか、そんなような形に今なっています
ので、まるっきり全部いっぱい買えばどうにかなるというのではなく、施設自
体があのような形になっていますので、これでもある程度は、ああいう規模
からすれば、ある程度買っているのかなとは考えております。

それから、日赤社屋ですけれども、塗裝修繕ということで作るわけなので
すけれども、塗装だけに限らず、あそこを見ていただくとわかるように、土台
といいますか、柱というのですか、裏のほうもちょっと傷んでいるような部分
もありますし、かわらの部分とか、そういう部分がありますので、このペンキ
塗装とあわせて、このような傷んでいる部分というのは少し確認した上で、こ
の範囲内で直せるようなものにつきましては直していきたいと考えておりま
す。

以上です。

○藤野幹男委員長 では、ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ページ数を書いていなかったのですけれども、生涯学
習課ですと今回は職員の方が2人になっていて、臨職の賃金はそれほどふ
えていないのですけれども、逆に公民館のほうは公民館長が1人で、報償

費という形になっているのですけれども、賃金と報償費とで仕事内容が変わってくるのか、職員の位置づけが変わってくるのかなというふうに思うのですけれども、図書館のほうは正職員2人体制で、臨時職員でやるという形になってくるものですから、一応予算上はなっているので、臨時職員の人の権限的なものはふえていくのかなというふうに思うのですが、逆に公民館のほうは今年度と同じ形で、正職員の人が1人で、公民館長がいて、そして報償費が310万円ほどですので、臨時職員というのか何というのか、わからないのですけれども、2人という体制でやっていくという形になると、報償費の人と賃金の人との同じような立場にしながら役目が違うのか、生涯学習課ではそれをどのようにとらえているのか、伺いたいと思います。

○藤野幹男委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 図書館ですけれども、まず図書館が2人ということで予算の中に上げた、一般職の給料は2人ということで、現在は館長含めて3名、一般職員がいるのですけれども、多分これ総務課のほうの予算の関係なのだと思うのですけれども、退職されますと、この3月で館長のほうが退職ということで、退職される方というのは改めてその給料表の給料というか、この中には計上していないということだと思ひまして、新たに来るというか、その人たちのというのは多分総務課のほうに新採用の職員だとかというのは計上してありまして、人事異動後に、6月なら6月の議会のときに人事異動に伴ったところでこの辺の人件費をつけるというよう

な形になっていくのかなと思います。

それから、公民館なのですけれども、公民館も現在は市職員の館長が、正規の職員が現在1人と、そして臨時職員とコーディネーター兼ねていますけれども、その人で今2人、本年度、20年度はやっています。それで、この予算の中で見ますと、公民館というのが正規の職員が1人というような形で、あとは賃金、臨時職員がなしで、報償費にのっているということで、この報償費につきましては全部が全部その人というのではないのですが、先ほどもお話ししました放課後子供教室の関係のコーディネーターとか、安全管理員とか、それからいろいろやっていただく、講師やっていただく人の謝礼とかも入ってまして、その報償費の中に含まれています。そして、臨時職員の賃金につきましては、これにつきましては正規の職員と同じような形で、図書館につきましては計上的には8人ということで、8人分が臨時職員計上してあるのですけれども、人事異動とか、いろいろな面で、今までも正規の職員が2人、1人、2人、1人という、それによって臨時職員が1人になったり2人になったりというような形もありまして、臨時職員の賃金は総務課のほう、臨時職員の賃金の中に4、5、6と6月の補正までの間の3カ月分というのが計上してありますということでもあります。やっていただく仕事というのは、コーディネーターというのも毎日出てもらおうとかという話ではないのですけれども、公民館の中のあの中にいますので、公民館の中のいろいろ来たときの受け付けだとか、一般の団体の方のお相手というのですか、それは同じコーディネ

ネーターの人にやっていただいているということで、また新年度もやっていただくと考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 職員の体制というのは、この予算書では見えてこなくて、6月補正になってみないとわからないということでもいいのですよね。今図書館は、正規の職員がこの予算上では2人という形になっていて、臨時職員が何名、8名ということで、これはかなり厳しいなと思って見たのですけれども、そうではなくて、6月補正になってきて、わかると。そして、公民館に関しても正規の職員が1人になるか2人になるかわからないというふうな感じで考えていいということですね。わかりました。

○藤野幹男委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、2点ほどだと思うのですけれども、質問させていただきます。

196、7なのですけれども、指定文化財の関係ですけれども、杉山城が指定になりまして、これも保存できますので、新たによろしいなというふうに感じているわけなのですけれども、この保存の管理計画を策定する委託料というものが280万ほど出ていますけれども、内容的にはどんなふうに関画を立てて、管理していくのか、お尋ねをいたします。

次のページになるのですけれども、博物編さんの関係ですが、長年これも計画を立てて、植物あるいは地質、歴史、民俗というような形で編さんを行ってきておりますけれども、委員報酬の関係で500万ほど、委託料で100万ほどという形で出てきていますけれども、これは委員報酬は何人分ぐらいでなのでしょうか。

それと、今までの編さんを行ってきた本ですけれども、何か大分残っているというようなお話等も聞いていますけれども、これは何冊ぐらいを計画立てて、残がどのくらい残っているのか、お尋ねします。

○藤野幹男委員長 植木副課長からお願いします。

○植木 弘教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長 お答えします。

まず、杉山城の保存管理計画の委託料でございますけれども、この計画は平成20年度と21年度の2カ年で国庫補助事業をいただいて、実施するものでございます。平成20年度につきましては、この保存管理計画の具体的な基礎資料を得るための調査委託ということでございまして、歴史的な環境ですとか、周辺の社会的な状況ですとか、自然環境ですとか、そういったような、あるいは遺跡の史跡の現況の把握ですとか、そういった細々とした基礎調査の委託でございます。21年度に関しましては、それらの評価と、それから今後の計画というものをまとめるという同じような計画を実施する予定でございます。

それから、博物誌の編さんにつきましてですけれども、これにつきまして

は500万円の内訳でございますけれども、これは一応延べ人数で500人を予定しております。

それから、博物誌の残部数でございますけれども、昨年度の決算のときにも申し上げているかと思っておりますけれども、平成19年度に町制施行40周年を記念しまして、小中学校、小学校の5、6年生と中学校の全生徒に無料配布をいたしました。現在4冊刊行されておりますけれども、中世編に關しましては、有償で頒布する分につきましてはほぼ完売状態でございます。9巻の民俗編につきましては約500部、残部がございます。それから、第1巻の動物編と第4巻の原始古代編につきましては約900部の残部がございます。何らかの方法で配布をするなりということで、残部を減らす方法については現在検討中でございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 松本委員。

○松本美子委員 細かく答弁していただきましたので、あえて質問ということではないのですが、大分残っていますので、確かに40周年記念のときに配布して、いただいた家庭では、こういうのがあるのだねというふうな形で改めて知ったというような人たちもかなりおりましたので、その点ではよかったかなというふうにも感じていますけれども、大分残っているのですから、これはもう少しPRというか、何かの方法というものを今まで過去にやったことがあるのか。それと、予算ですから、今年度そういう方向を考えて、何か考えた

いという答弁でしたけれども、具体的に広報に載せるなり、何かの方法というものをお考えがもしあるようでしたらお尋ねします。

○藤野幹男委員長 植木副課長。

○植木 弘教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長 平成19年度の40周年のときに、それまで2,800円で頒布していたものを1,500円に値下げをさせていただきました。細かい数字は、ちょっと把握しておりませんが、その後、若干購入部数、購入していただいている部数はふえているかと思えます。今後のPR、過去のPRということですが、かつて中世編が刊行されたときには回覧等と見本をつけまして、町民の方に各自治会さん、区長さんを通じて回覧をしたこともございました。現在考えておりますのは、新しいデジタル博物誌ということでホームページに移行する作業を進めておりますけれども、既に動物編、原始古代編、中世編、民俗編の巻の4冊につきましてはほぼリニューアルといえますか、デジタル編集、再編集は終わっておりまして、21年度にはその部分的な公開、ホームページ上での公開ということを考えております。これが改めて関心を持っていただくPRになるかなと考えております。ホームページ上でごらんいただいて、本をお求めいただくというような方向に向かっていたいただければありがたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 2点ばかりお伺いいたします。

第1点は、ページ197の旧日赤社屋の関係ですが、文教でも見に行つて、これはもう何とかしなくてはだなということだったわけですが、こんなに早く予算づけができるとは思いませんでした。これもひとえに県の補助をめどをつけた努力に対しましては心から敬意を表したいというふうに思っているのです。ただ、今傷んでいるところも含めた工事ですよということなのですが、この前の工事というか、塗装が丁寧にやったので、ああいうふうにはげてしまったのか、かなりはげているわけです。ああいうはげるような塗装というのはちょっと考えられないのですが、これからやるについてはどんなことをちょっと考えているのか、積算の根拠もあると思いますが、その辺のことにつきましてお伺いをしたいと思います。

それから、ページ200、201ですが、保健体育総務費の中で、今年30万7,000円減額になっております。それぞれ前年度のを見ますと、ふえたところと減ったところもちろんあります。体育指導委員の運営事業につきましてはマイナスです。ひとりスポーツ推進事業もこれもマイナス、スポーツ団体等補助事業、これについては355万5,000円ですが、これはふえたというふうになっておりますが、それぞれ体育指導委員の運営事業については指導委員の数が減るのか、あるいはどんな理由で減っているのか、考え方をお聞きしたいと思います。それぞれひとりスポーツについても、また4

番目のスポーツ団体等補助事業、これにつきましては例年やっている体育祭等々も含めて、体育協会にも出しておりますから、そういう中身だと思えますが、このふえている考え方等についてお伺いできればと思います。極めてスポーツは大事なことでございますので、よろしく申し上げます。

○藤野幹男委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 まず、日赤社屋の関係なのですが、日赤社屋につきましては昭和 58 年に嵐山町に譲与されて、そのときに1度塗装というのですか、していただいてありまして、その後、平成5年にもう一度 500 万ほどかけまして、外部塗装、それから土台の工事等やりました。そして、平成 11 年ですけれども、また県補助を受けまして、外壁の塗装、そして雨どいの取りかえ、屋根がわら等、しっくい等の補修及びその他破損箇所をやってまいりました。それが平成 11 年なのですけれども、そして平成 14 年には小規模な補修ということで、屋根の腐食した部分ということで 30 万ほどかけて、やってまいりました。大体今までののが5年から 10 年の間で大体塗装しているというのが現状でありまして、大体 500 万から 600 万の間ぐらいが経費がかかっております。5年やそこらでというのは確かに考えられないかと、一般的に雨にさらされてもと思うのですけれども、今はそれなりのものもあるのかと思うのですけれども、この辺のところも含めて、ちょっと検討させていただいて、どういうものがあるのかというのを、そういう話もした中で、ちょっと発注という形でいけたらなと考えます。何しろこれも

3回、4回、ずっと5年ぐらいで、5年刻み、6年刻みで毎年、こちらで受けてから600万円からの金がかかっていますので、また3年、4年後になってしまいますというのも困りますので、何かありましたらということで、その辺もちょっと相談かけて、検討させてもらいたいと思います。

次に、保健体育総務費の関係ですけれども、金額がふえたり減ったりというようなことでしておりますけれども、体育指導委員運営事業では12万9,000円ということであります。この減っている中身というのは、体育指導委員自体は人数等変わりございませんで、現在21名で、それ報償等、報酬ですか、等は変わっておりません。前年度と比べて、指導委員の被服費があったと思うのですけれども、指導委員にやるジャージというのを新たに、大分悪くなってしまったということで、それを出しましたので、その金額が今年計上してありませんので、その分ということで減額と。去年は、ジャージが25万ほど計上してありまして、本年度はウインドブレーカーとジャージ一分ということで11万2,000円ということで、約14万の減額ということであります。

次に、ひとりスポーツ推進事業ということでありまして.....ちょっとすみません。

〔「時間外勤務手当が減っているんだ」と言う

人あり〕

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 すみません。大変ありがとうございます

ます。この予算の最後につくっている一番最後の時間外勤務手当を生涯学習がグループが1グループでありまして、それぞれのところで一緒に手伝いっこしていて、どちらからというのがなかなかないということで、社会教育のほうに前年度の84万というのを移しましたので、その部分が減額ということでもあります。社会教育と一緒にしたということでもあります。

それから、スポーツ団体ですけれども、28万7,000円の増額ですけれども、これにつきましては負担金がこちらに体育協会から、郡の体育協会とか、負担金があるわけなのですけれども、それらの金額が比企郡の体育協会の負担金、それから武道振興会、それから海洋センターの連絡協議会、担当者研修会と、昨年事業名をいろいろ一緒にしたときにこの関係が漏れてしまいまして、昨年の当初予算では計上漏れだったということで、昨年は予備費をいただきました中で、すぐ4月に支払いが生じたので、予備費で対応した関係で、実質的には変わりはありません。

以上です。

○藤野幹男委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 日赤社屋につきましては、これから検討するということがございます。私も専門家ではありませんので、どういうやり方がいいか、それはわかりませんので、どうかひとつ十分新しい時代の、費用もかからずに、またじきに悪くなってしまうというようなことのないように、難しいかもしれませんが、よく調べて、対応していただきたいなというふうに思っています。こ

れは要望です。

それから、今ひとリースポーツの関係で、体育指導委員については被服費がマイナスになったということでございます。体育指導委員、今 21 名おりますけれども、これ任期とか、あるいは任期、長い人ももちろんいらっしゃる。長ければいいということだけではありません。時代が動いていますし、世代が変わっていますから、スポーツにしても、指導のやり方だって変わってくるのです。ですから、そういうものも加味しながらやっていかないと、新陳代謝ができないというふうに私は思うのです。ですから、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、ひとリースポーツのは時間外勤務手当がないということですが、心配をしまして、これはどういう対応するのかなと思っていたのですが、ほかに移してあるということですので、わかりました。それだけです。

○藤野幹男委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 体育指導委員、任期は2年です。それで、長い人といいますと、20 年以上やっている人がおります。20 年を超えているのですかね。あとは、学校関係というのは大体各学校で入っていただいたほうが学校の先生方も小学生、中学生、スムーズにいきますということで、学校の先生は各校に1人ずつおまして、ちょっと今欠になっているところもありますけれども、1人ずつというのを原則にしております。学校の先生関係を抜かすと 14～15 人になりまして、学校の先生のほうは大体ちょ

つと異動でまたかわりますので、なかなか、あと勤務地等の関係もありまして、一生懸命手伝っていただいているのですけれども、地元の人ほどという言い方変ですけれども、なかなか忙しくて出られないときもあります。ある程度、2年や4年というわけにもなかなかいかないのは当然なのですけれども、確かに長い方というのもおまして、その方を中心になっていただいて、やっていくと。例えば町民体育祭だとかというときに各区から役員さん当然出ていただいて、いろんなこともやりますけれども、そのときは当然体育指導委員がそれぞれの持ち場のチーフになっていただいた中でやっていくと、運営していくというのがどうもありますので、一概に何年かというのはないのですけれども、確かにいろいろ各町村の見ても長い方というのは当然いるので、その辺のところというのはどの程度の時期というか、またそういう人もこの辺でというのもあると思いますので、少しちょっと検討といいますか、させていただけたらと思います。

○藤野幹男委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 長い方が20年以上ということで、それはそれだけかえがたい人だったのだと思いますけれども、体育祭等々が支障があるようではいけません、時代も動いて、やるスポーツも変わったりしたり、若い人が町のスポーツ行事に入りやすいようなことも必要でしょうから、その辺も含めて検討いただけたらと思いますけれども、これは要望です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

村田委員。

○村田廣宣委員 先ほどの図書購入費のことについてのことですが、197 ページですが、購入に当たっての図書の選定どのように行われているのか、選定基準があるのかをお伺いしたいと思います。

それと、収蔵可能冊数が約8万冊ということで、もう7万冊を超えているということでございますが、満杯になったときの処分、処理ですか、どのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。廃棄するのか、また廃棄するのだったら廃棄の基準もできているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○藤野幹男委員長 小黒図書館長。

○小黒準三教育委員会生涯学習課知識の森嵐山町立図書館館長 まず、購入の選定基準というのはありまして、あと購入方法も一応あります。具体的に言いますと、水曜日が実際に買う本とか、そういう資料になります。金曜日が全部発行された本とか、そういう資料があります。それが契約している出版社とオンラインになっていまして、それが自動的に金曜日に全部出版されたのがデータ的に入ってきて、うちのほうが今度その選定基準に基づいて選書をして、発注しているというのが1週間のサイクルで、毎週やっております。

それであと、処分についてなのですが、今現在ある本について古くなったり破損したり、いろんな要件が出てくるのですが、実際に目で見

て、もう落書きとか、そういう破損状態が悪いのはもう廃棄処分にします。それ以外、ある程度汚れているけれども、買いかえにはちょっと無理があるなというものについては、実績ですけれども、去年の商工会主催のフリーマーケットのところにNPOのオオムラサキと一緒にそこに新店しまして、無料配布ということで処分しております。

以上です。

○藤野幹男委員長 村田委員。

○村田廣宣委員 お聞きしたいのは、図書の購入に当たってもその内容、水曜日に何買うとか、金曜日に何買うのではなくて、本の内容を、これは内容がわかっている、こっちがわかっている、これは偏っているとかが、その選定ですか、それはどのように決められているのか。また、廃棄のときも同じような、ある人が、どこかにはあったと思うのですけれども、自分の判断でどんどん、どんどん廃棄してしまったというような話もちょっと聞いたことがありますけれども、嵐山町にはそのようなことはないのか、お伺いしたいと思います。

○藤野幹男委員長 小黒図書館長。

○小黒準三教育委員会生涯学習課知識の森嵐山町立図書館館長 まず、購入に対しての基準というのは、うちのほうの図書館司書がおりまして、その専門の職員が選書するということで、あとは町民の方からリクエスト等の件数を、何件かあるのです、いつも。こういう本を買ってくれとかという。今回

流行があって、納棺師の「おくりびと」の映画がかなり人気あったということで、そのもとになった本をあるかないかという問い合わせ等もあるのです。そういうのも一応要望があれば、その中で入れて、選書をしていきます。それであと、その選書の基準の中で特定のいろいろなものがあって、特別営利だけの目的とか、そういうような感じとか、あと基準の中に該当しないようなものはやはり選定からは外していくという考えでやっております。それであと、焼却については、先ほど言いましたとおり、選定でやっていますから、今度焼却するのは内容をどうのこうのではなくて、破損状態を見て、焼却とか、処分とか、フリーマーケットに出すという考えでやっております。

以上です。

○藤野幹男委員長 村田委員。

○村田廣宣委員 選定というと、司法書士1人か何かの考えですか。要するに思想的に偏った本、そのようなものがだれの判断で購入しているのか、購入というより、思想的には平らなのかもしれないですけども、いつ、どういうふうな形になるかわかりませんので、その辺のところをお尋ねしたいのですけれども。何人かでみんなで相談しながらやっているのか。

○藤野幹男委員長 小黒図書館長。

○小黒準三教育委員会生涯学習課知識の森嵐山町立図書館館長 まず、図書館司書が単独で1人でやるという、ちょっと先ほどの言い方なのですが、けれども、そういうことではなくて、まず年間通じてこういう本が発行されたとい

う索引簿が発行されております。それに基づいて、司書も見て、あとは自分も見ますけれども、ほかの職員も見たり、あと臨時の職員の方にもいろいろ聞いたりなんかして、現実的にはうちのほうの選定基準というの、細かい基準書いてあるのですけれども、それは大ざっぱなのですけれども、それに基づいて選定して、やっていくということで、ですから図書館司書の資格持っているのは1人ですけれども、現実にはその人だけの考えが入っているということではないです。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男委員長 質疑がないようですので、教育委員会生涯学習課に関する部分の質疑を終結いたします。

以上で歳入歳出、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類の質疑は、すべて終了いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

◎散会の宣告

○藤野幹男委員長 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時50分)